

ブラジルにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	JEITA 日機輸 日商	(1)	国産化優遇税制による内外差別待遇	<p>国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が减免される(輸入税は地域によって違う)。消費地での生産を優遇する ICMS 税の変更により輸入コンテンツが売価の 40% を超える商品には FCI (import content form) に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011年9月16日、ブラジル政府、一定のローカルコンテンツ要件を満たさない自動車に対する IPI 税(工業製品税)を一時的に引き上げ。 2011年12月22日、ブラジル開発工業貿易省、現地調達要件を満たす自動車への減税措置の適用に関する免許交付手続きを公表。 ブラジルは、2011年12月～2012年12月末の間、65%の現地調達率などの要件を満たさない自動車メーカーに対する最大30%ポイントの工業製品税(IPI)の追加引上げ措置を実施。この追加工業製品税は、一定の要件を満たすブラジル産、メルコスール産、メキシコ産の自動車には免除される。本措置の免除を受けるには、3つの条件:①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が65%以上、②ブラジル国内で組立て、11の生産工程中6工程以上を実施、③R&D投資の対総売上高比率が0.5%以上を満たして認定企業となる必要がある。 2011年10月、日、米、EU、韓等は連携してWTO市場アクセス委員会においてブラジルの工業製品税引上措置に対して懸念を表明した。 2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成等を条件として、ローカルコンテンツ利用量等に応じてIPIを30%以上減税可能とする新たな自動車政策(イノバル・アウト)を発表。これに対し、日本は、2012年5月及び11月、枝野経済産業大臣(当時)よりブラジル開発商工大臣に対しWTO協定への抵触の可能性を指摘した。2012年11月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。また、2012年11月のWTO物品理事会において、米EU豪とともに懸念を表明した(2013年版不正貿易報告書)。 ブラジルの自動車に対する工業製品税(IPI)引き上げ措置は、GATT第1条(最恵国待遇義務)、第3条(内国民待遇義務)及び貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs)第2条、補助金協定第3.1(b)に抵触する可能性がある。日本政府は2012年5月、11月に開催された経済大臣会合及び2012年11月、2013年10月、2014年9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で繰り返し懸念を表明した。 2014年1月、EUはブラジルに対してWTO協議要請を行った(我が国は第三国参加要請を行ったがブラジルが拒否)。その後、EUは協議において問題解決が図られなかったことから、同年10月、パネル設置を要請(自動車政策のみならず、情報通信技術分野への優遇税制措置や輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象)、同年12月にパネルが設置され、我が国は第三国参加をしている。(「2015年版不正貿易報告書」(経済産業省)) 2015年7月2日、日本政府は、ブラジルが行っている自動車や情報通信機器等に対する内外差別的な税制恩典措置について、WTO協定に基づく協議を要請した。 2015年9月28日、日本政府は、世界貿易機関(WTO)に対し、ブラジルが行っている自動車や情報通信機器に対する内外差別的な税制恩典措置等について、パネル(第1審)での審理を要請し、本日28日(月)(ジュネーブ現地時間同日)、パネルが設置された。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年2月2日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、メルコスール-日本FTA及びメルコスール-韓国FTAの各交渉可能性に関するパブリック・コンサルテーションを開始した(意見提出期限:2017年3月31日)。 2017年5月8日、ブラジルCAMEXは、一部自動車部品・機械の輸入関税率を一時引き下げ、自動車・化学・鉄鋼分野の一部製品につきメルコスール対外共通関税率(CET)を修正、一部化学製品・繊維に暫定的関税割当を設定した。 2017年8月30日、WTOは、日本及びEUの申立てに基づき、WTOで審理されてきたブラジルの内外差別的な税制恩典措置について、紛争処理小委員会(パネル)報告書を公表した。同報告書は、ブラジルの税制恩典措置について、(1)内国民待遇義務(GATT第3条第2項及び同条4項)違反、(2)協定上禁止されているローカルコンテンツ補助金(補助金協定第3条1項(b))、輸出補助金(補助金協定第3条1項(a))への該当の我が国の主張を全面的に認め、ブラジルにWTO協定に従って措置を是正し、禁止補助金(ローカルコンテンツ補助金及び輸出補助金)については90日以内に撤廃するよう勧告。(http://www.meti.go.jp/press/2017/08/20170830003/20170830003.html) 	<p>現地調達部材は価格、品質面で改善を要する。</p>	<p>Resolution SF 13/2012 Decree 7716/2012: 2013-2017</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸 日商	(2)	外資企業の駐在員事務所・工事事務所及び支店設立の困難	<p>・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。</p> <p>(対応)</p> <p>・現地法人には、株式会社(S.A)と有限責任持分会社(Sociedade Limitada (Ltda))の2つの形態が存在するが、進出企業の大部分は、設立が比較的簡単な有限会社形式のLimitadaをとるのが一般的。州商業登記所、大蔵省収税局、業種により州政府財政局や市当局に登録。労働関連手続きのため社会保険院や労働省にも登録。</p>	<p>・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。</p>	<p>・ブラジル移民局規定</p> <p>・94年7月29日付決議文第27号</p> <p>・Resolucao Normativa 62/2004</p> <p>・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行)</p>
	日機輸	(3)	外資企業経営者の居住者要件	<p>・外国企業の現地法人の会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。</p> <p>[非居住者の永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要]</p> <p>ー非居住者の永住ビザ取得は2004年に法令62/2004により、USD200,000の投資又はUSD50,000で最低10名を追加雇用する制度に変更。</p> <p>ー以前のテンポラリービザは2年プラス2年でパーマナントビザへの切り替えとなっていたが、法令99(2012年12月19日より)2年後切り替えが可能となった。</p> <p>・外国企業現地法人の会社代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。</p> <p>(改善)</p> <p>・以前のテンポラリービザは、2年プラス2年でパーマナントビザへの切り替えとなっていたが、法令99(12年12月19日)により2年後切り替えが可能となった。</p>	<p>・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。</p> <p>・制度撤廃。</p> <p>・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。</p> <p>・制度撤廃。</p>	<p>・ブラジル移民局規定</p> <p>・94年7月29日付決議文第27号</p> <p>・Resolucao Normativa 62/2004</p> <p>・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行)</p>
	自動部品					
	日鉄連	(4)	自国籍船使用優遇	<p>・自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。</p> <p>SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。</p> <p>(対応)</p> <p>・2003年版不正貿易報告において、本措置の問題点を指摘。</p>	<p>・制度の撤廃。</p>	
	JEITA 自動部品 日機輸 日商	(5)	自国保険主義	<p>・国内保険会社の使用を義務付けられ、高い料率を要求される。</p>	<p>・国内保険会社の使用の義務を撤廃していただきたい。</p>	<p>・Circular SUSEP 392/09</p>
5部品産業政策上の規則	JEITA 日機輸 日商	(1)	海外部品メーカーに不利な税制恩典	<p>・国内に部品産業としてのサプライ・ベースが存在しない中でセットメーカーの部品調達は輸入に依存せざるを得ない。その為、各種の税制恩典がセットメーカーの部品輸入に対し付与されることから、部品会社が国内での販売取引をしようとしても税制恩典の差からビジネスが不可能に近い。</p> <p>前記のインセンティブは:</p>	<p>・税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてアマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。</p> <p>・税制の仕組みが複雑であることに加え、変</p>	<p>・Law 2826/2003</p> <p>・Law 8248/1991</p> <p>・Law 10176/2001</p> <p>・Law 11077/2004</p> <p>・Law 13023/2014</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>①Lei 2826: マナウス FTZ での ICMS(商品流通サービス税、17%)の 55%、75%or100%免税。</p> <p>②Lei da Informatica: ICMS17%から 7%に減免、IPI(工業製品税、10%-20%)の 80%免税。</p> <p>③RECOF: 情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。</p> <p>④Drawback: 製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI(工業製品税)、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。</p> <p>⑤Regime Automotivo: 自動車分野に対しての II(輸入税)の 40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが 50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアが不可能。</p> <p>⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。(法律 10485/11.2003)</p> <p>国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業が PPB を申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている(RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。</p> <p>電子部品の市場、AV 機器から IT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種特典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の特典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。</p> <p>税制特典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な特典を付与している。税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。</p>	<p>更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。</p>	<p>・Law 10485/2003</p>	
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	外資法運用手続	<p>・日本(本社)において全世界ベースで付保している保険が、ブラジルの保険規制により Non-admitted Policy となり、保険の適用を担保できない。</p>	<p>・保険規制の緩和。</p>	
9	輸出入規制・関税・通関規制	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日機輸 JTA	(1)	高輸入関税	<p>・カメラ製品の輸入関税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリーが多い。</p> <p>・日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。</p> <p>・ブラジルは輸入品に対して高関税を設定しているため、参入障壁となっている。 例: 必要な設備を導入できず、設備改善による生産性の向上につながらない。</p> <p>・高率な各種関税のため、税負担が大きなビジネスの障害となっている。</p> <p>(対応)</p> <p>・ブラジル政府は、比較的高い輸入関税と補助金により、情報通信技術 (ICT) 製品を保護しており、コンピュータ、プリンタ、モニタ、携帯電話などに対するブラジルの輸入関税は、平均で 20~24%となっている。2012 年 1 月 20 日、ブラジル開発工業貿易省、携帯電話輸入規制を強化。</p>	<p>・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。</p> <p>・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。</p> <p>・水準の適正化検討をして頂きたい。</p> <p>・税率の適正化。</p> <p>・高率な税制の改善をお願いしたい。</p>	<p>・開発商工省貿易局「貿易統合システム」</p> <p>・ブラジル税法</p>

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2010年5月5日、ブラジル財務省は企業の輸出を拡大するために、これまで、ブラジルの自動車メーカーは、生産促進措置として、輸入関税率が40%引き下げられており、現在、自動車部品の輸入関税率は14～18%であるが、今日、自動車部品の輸入が急激に増加してきたことから、この優遇措置は廃止され、自動車部品の輸入関税率を40%引き上げ、「正常な水準」に戻すことが決定されたと発表した。新たな措置の狙いは、自動車部品の貿易赤字(2009年25億USドル、2010年60億ドルを予想)を削減することにある。但し、この新たな措置の実施には法律の制定が必要となる。 ・2011年12月7日、ブラジルとメキシコは二国間での戦略的経済統合協定交渉を開始した。 ・2012年9月4日、政府は鉄鋼製品、医薬品、石油化学製品、タイヤ、ガラスなど約100品目の輸入品の関税(現行関税率は10%台が中心)を最大25%引き上げる方針を発表した。メルコスールでの協議を経て、9月までに導入する見通し。 ・2015年8月31日～9月1日、日本経団連とブラジル全国工業連盟(CNI)は、第18回日伯経済合同会議を開催し、日伯EPA締結に向けた共同研究報告書を発表した。日伯両国は物品貿易11分野を盛り込んだ包括的なEPAの成立を目指した交渉の開始に取り組むべきであると結論付けている。 (http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/074.html) ・2016年10月4日、5日の両日、日本経団連とブラジル全国工業連盟(CNI)は第19回日伯経済合同委員会を開催(於:日本・東京)。両国経済関係の強化に向けた活発な議論が行なわれた。日伯双方の参加者から、日伯EPAは必要であり、一刻も早く検討されるべきであるとの見解が示された。加えて、日本側から、二国間投資協定は投資保護のみならず、投資自由化を含む包括的な協定にすべきとの提案が示された。今後、経団連とCNI間で2015年9月に作成した「日伯EPAに関する共同研究報告書」をベースに検討を進めていくこととした。 (http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2016/1020_08.html) ・2017年4月5日、第7回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議を開催(於:リオデジャネイロ)。二国間の戦略的経済パートナーシップを更に推進し、両国間の経済関係を共に強化することが目的。 ・2018年4月4日、第8回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議を開催(於:リオデジャネイロ)。日伯賢人より、「メルコスール・日本間の経済パートナーシップの強化」、「産業競争力の強化」、「インフラ」、「エネルギー」について幅広い議論が交わされた。 第8回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議最終提言書(平成30年4月4日) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000361237.pdf) <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年9月13日、ブラジルCAMEX、一部技術及び資本財の輸入関税率を引き下げた(CAMEX決定第68号、CAMEX決定第69号)。 ・2013年9月17日、CAMEXは、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第73号、同第74号)。 ・2013年10月23日、CAMEXは、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第88号、同第89号)。 ・2013年11月4日、CAMEXは、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第91号、同第92号)。 ・2013年12月27日、CAMEXは、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第119号、同第120号、同第121号)。 ・2014年3月17日、CAMEXは、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第19号、同第20号)。 ・2014年4月9日、CAMEXは、一部資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第23号)。 ・2014年4月28日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第34号、同第35号)。 ・2014年5月22日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第37号、同第38号)。 ・2014年6月23日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第43号、同第44号)。 ・2014年7月22日、CAMEXは、銅錫合金板の輸入関税率を一時引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第56号)。 ・2014年7月28日、CAMEXは、一部の炭素鋼板(厚板)及び情報技術製品、電気通信機器、資本財の輸入関税率を一時引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第57号、同第58号、同第59号)。 ・2014年8月12日、CAMEXは、一部クレーン車等の輸入関税を供給不足のため、一時引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第63号)。 ・2014年9月12日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した(CAMEX決定第79号、同第80号)。 ・2014年12月10日、ブラジルCAMEXは、伯国内で供給不足に陥っている産品(炭酸バリウム、ポリ(ビニルブチラール)製のもの、アルミニウム板・ストリップ等)の輸入関税率を一時引き下げ。(CAMEX決定第115号) 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2014年12月19日、CAMEXは、一部自動車部品、情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げ(Resolutions n. 116/2014, 117/2014、118/2014)。 ・2015年1月16日、CAMEXは、伯国内で供給不足に陥っている産品(アルミニウム合金の板、シート及びストリップ等)の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2015年2月2日、CAMEX、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を2%に引き下げ(Resolutions n. 7/2015、 n. 8/2015)。 ・2015年3月、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)第55号付属書II(通称:メキシコ・ブラジル自動車協定)第5次改定議定書の合意・署名。2019年3月18日まで無関税割当を設定。 ・2015年3月9日、メキシコとブラジルは、墨伯自動車協定の4年延長で合意;自動車及び自動車部品について、無関税輸出の上限枠を設ける現行措置(一部軽微修正)を2019年3月まで延長(当該修正は2015年3月19日より適用)。 ・2015年5月、ブラジル・メキシコ経済補完協定(ACE53)交渉開始。2018年上期中の合意を目指す。 ・2015年5月22日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を2%に引き下げ(Resolutions n. 44 and 45/2015)。 ・2015年5月27日、ブラジルとメキシコは、貿易投資促進協定に署名;ラテンアメリカ統合連合(ALADI)に基づく墨伯経済補完協定(ACE)53号の格上げ交渉開始でも合意。 ・2015年6月22日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げ(Resolutions n. 54 and 55/2015)。 ・2015年6月25日、ブラジルとアルゼンチンは、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)二国間経済補完協定(ACE)14号第41次追加議定書に署名;亜伯自動車貿易協定の現行諸条件(貿易比率1.50のFlex協定等)を2016年6月30日まで1年間延長。 ・2015年9月1日、CAMEX、一部情報技術製品・通信機器及び資本財の輸入関税率を一時引き下げ(Resolutions n. 85 and 86/2015)。 ・2015年12月18日、CAMEXは、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げ(Resolutions n. 116 and 117/2015)。 ・2016年1月26日付法令8655によりブラジル・ウルグアイ経済補完協定(ACE2)において、2016年から台数枠撤廃。自動車及び自動車部品を貿易自由化。 ・2016年3月29日、CAMEXは、一部資本財、情報技術製品、自動車部品、電気自動車、化学品(メタノール)の各輸入関税率を一時引き下げ(CAMEX2016年決定第21号～24号・27号・28号);ポリエチレンテレフタレートに対する輸入関税率一時引き下げを取り消し(4度目)(CAMEX2016年決定第26号)。 ・2016年4月22日、CAMEXは、ブラジル及びメルコスールで生産されていない一部自動車部品の輸入関税率を引き下げ(CAMEX決定2016年第35号)。 ・2016年6月29日、アルゼンチンとブラジルは、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)二国間経済補完協定(ACE)14号第42次追加議定書に署名した。亜伯自動車貿易協定の現行諸条件(貿易比率1.50のFlex協定等)を2020年6月30日まで4年間延長。 2016年7月1日、改定について合意・署名。2020年6月30日まで無関税割当を設定。 ・2016年10月31日、CAMEXは、ブラジル及びメルコスールで生産されていない一部自動車部品の輸入関税率を引き下げ(CAMEX決定2016年第103号)。 ・2016年11月1日、CAMEXは、一部資本財、情報技術製品、通信機器の各輸入関税率を一時引き下げ(CAMEX決定2016年第107号・108号)。 ・2016年12月28日、メキシコ経済省は、ブラジル・メキシコ自動車協定ACE第55号付属書IIの第6次改定議定書を官報公示・即日適用。対伯自動車部品貿易における特惠関税適用条件となる原産地規則を緩和へ。品目に応じて域内原産割合(RVC)が原則35%から10～30%に引き下げられる(2019年3月18日までの時限措置)。 ・2017年5月8日、CAMEXは、一部自動車部品・機械の輸入関税率を一時引き下げ(CAMEX決定2017年第36号及び決定第38号);自動車・化学・鉄鋼分野の一部製品につきメルコスール対外共通関税率(CET)を修正(CAMEX決定2017年第35号);一部化学製品・繊維に暫定的関税割当を設定(CAMEX決定2017年第34号)。 ・2017年8月17日、CAMEXは、一部資本財及び情報技術製品の輸入関税率を引き下げ(CAMEX決定2017年第64号)。 ・2017年9月22日、CAMEXは、一部自動車部品・資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を一時引き下げ(CAMEX2017年決定第76号・77号・78号)。 ・2017年10月18日、CAMEXは、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を一時引き下げ(CAMEX2017年決定第80号・81号)。 ・2017年12月13日、CAMEXは、ブラジル CAMEX、一部自動車部品・資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を一時引き下げ。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月29日、CAMEXは、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2018年8月6日、CAMEXは、一部自動車部品の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2018年10月3日、CAMEXは、先の決定(CAMEX決定2014年第116号)に基づき輸入関税引き下げ対象となっている自動車部品リストを修正した。伯国内で生産されない一部自動車部品に対する輸入関税率を2%に引き下げ。 ・2018年10月3日、CAMEXは、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2020年6月30日まで一時引き下げ。 ・2018年11月12日、CAMEXは、一部自動車部品・資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2018年12月10日、CAMEXは、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2020年6月30日まで一時引き下げ。 ・2019年2月28日、ブラジル経済省貿易・国際関係特別局(SECEAI)、一部情報通信技術(ICT)製品及び資本財の輸入関税率を2020年12月30日まで一時引き下げ。 ・2019年7月24日、ブラジル経済省貿易国際関係特別局(SECINT)、中国製のオーステナイト系ステンレス継目鋼管に対するAD税を賦課(5年間延長);台湾製については、ADサンセットレビューを終了。 ・2019年9月16日、ブラジル経済省貿易国際関係特別局(SECINT)、一部情報通信技術(ICT)製品及び資本財の輸入関税率につき、それぞれ2020年12月31日と2021年12月31日まで一時引き下げ。 ・2019年10月1日、ブラジル経済省貿易国際関係特別局(SECINT)、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2021年12月31日まで一時引き下げ。 ・2019年10月24日、ブラジルCAMEX、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2021年12月31日まで一時引き下げ。 ・2019年11月29日、ブラジルCAMEX、中国製の拡声器に対する確定AD税賦課を延長。 ・2020年1月9日、ブラジルCAMEX、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2021年12月31日まで一時引き下げ。 ・2020年2月3日、ブラジルCAMEX、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2021年12月31日まで一時引き下げ(2020年1月に続き今年2度目)。 ・2020年2月19日、ブラジルCAMEX、一部資本財及び情報通信技術(ICT)製品の輸入関税率を2021年12月31日まで一時引き下げ。 		
	自動部品 日商 日製紙 自動部品	(2)	輸入品への複雑かつ高率の課税	<ul style="list-style-type: none"> ・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税(役務の輸入の場合)等の税金が課税され高いコストとなる。 ・輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税されるが、その適用が不明確であり、また税率も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の簡素化及び税率の削減。 ・税制の簡素化及び税率の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法 ・ブラジルの関税 ・内国税制度 ・2017年 IPI 税率表 (TIPI) TABELA DE INCIDÊNCIA DO IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS (TIPI) https://guiatributarario.files.wordpress.com/2016/12/tipi-20171.pdf
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年8月28・29日の両日、第20回日本ブラジル経済合同委員会を開催(於:ブラジル・クリチバ)。経団連とブラジル全国工業連盟(CNI)が2015年9月に作成した「日伯EPAに関する共同研究報告書」を次回の合同委員会までにアップデートしていくことで合意。 ・2018年7月23・24の両日、第21回日本ブラジル経済合同委員会を開催(於:日本・東京)。 <p>日伯双方は、自由で開かれた国際経済秩序の維持、強化が重要であるとの認識を共有した。そのうえで、両国間のさらなる貿易・投資の拡大に向けて、日本とメルコスールとの経済連携協定(EPA)の早期交渉開始を両国政府に働きかけるべく、2017年開催の第20回合同委員会での合意に基づき、経団連とCNIが共同で作成した「日メルコスールEPAに関する共同報告書」をメルコスール4カ国の駐日大使出席のもと採択した。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>－「日本メルコスール経済連携協定へ向けたロードマップ」(http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/062.html) ー経団連・ブラジル全国工業連盟共同報告書(抄訳) (http://www.keidanren.or.jp/en/policy/2018/062.html) Roadmap for an Economic Partnership Agreement between Japan and Mercosur</p>		
	日機輸	(3)	アンチダンピング措置	<p>・Resolução 119とCAMEX 70/2015は輸入冷蔵庫ガラスのアンチダンピング料を免除。ブラジルの工場は地元企業からガラスを購入。</p> <p>・中国製のガラス(HS Code 7007.19.00)に対するアンチダンピング措置。 CAMEXは2019年まで適用。ブラジルではガラスは現地企業から購入(ダンピング防止手数料はこの場合、不適用)。</p> <p>・スペイン製、ドイツ製のイソシアネート(ポリウレタンの材料になる化合物):(HS Code 3909.30.20)に対し2015年にアンチダンピング措置が取られる見込み。 NCMが変更。現在、アンチダンピング手数料は不適用。</p>		<p>・RESOLUCAO CAMEX 46 - Jul,4,2014</p> <p>・CIRCULAR SECEX 59, Oct,10,2014</p> <p>・Resolução CAMEX nº 119, de 18 de dezembro de 2014.</p> <p>・Resolução 119・Portaria CAMEX 70/2015</p>
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・2007年6月、貿易審議会(CAMEX)は、中国を原産地とする卓上ファンの輸入に対して確定AD税を課す決定(AD税は2007年8月7日に発効、最大5年間有効、AD税率は45.24%)、電気アイロンの輸入に対して1台当たり4.82USドルの確定AD税を課す決定、スピーカーの輸入に対して重量1キログラム当たり2.75USドルの暫定AD税を課す決定、櫛(髪用)の輸入に対して重量1キログラム当たり14.49USドルの暫定AD税を課す決定を公布した。</p> <p>・2007年12月13日、貿易審議会(CAMEX)は、中国原産のNMC関税分類番号8518.21.00、8518.22.00と8518.29.90のシングル・ラウド・スピーカーに確定ダンピング関税を徴収する決議第66号を官報に公布した。このダンピング税は、2007年12月13日から最長5年間有効である。ダンピング税率は、キログラム当たり2.35米ドルである。</p> <p>・2010年8月18日、CAMEXはブラジルの貿易救済措置を迂回する活動の防止を目的として、第三国から輸入され且つアンチダンピング税(AD税)又は相殺関税の対象となる製品の部分品、部品及び構成部品に対するAD税及び相殺関税の適用に関する2010年8月17日付け決定第63号(Gazette Resolution No. 63 (http://www.imcti.org/kaigai/Latin/index.htm))を公布した(即日施行)。 決定第63号が定義する「迂回活動」とは、(1)同一の製品又はすべての点で同様ではないが、貿易救済措置の対象となっている製品の性質と酷似した製品の生産に使用される部分品、部品又は構成部品のブラジルへの輸入、(2)貿易救済措置の対象となる国を原産とする部分品、部品又は構成部品を使用して第三国で生産された製品のブラジルへの輸入、(3)その使用法や最終的な用途を変更しない僅かな修正を施した製品のブラジルへの輸入、又は(4)貿易救済措置の執行を損なうあらゆる活動をいう。 決定第63号は、新たな迂回防止措置の実質的な規則及び範囲を事実上定めているが、迂回防止措置のための調査とその結果としての貿易救済措置の申請、執行、定期的見直しの方法に関するそれぞれの手続き規則は未だ国際貿易局(SECEX)から公布されておらず、いつ公布されるかも明らかでない。決定第63号は、中国産品が第三国を経由してブラジルの貿易救済措置を迂回している反面、中国からの輸入品が大幅に減少しているとするブラジルの国内産業からの訴えを受けて公布されたものである。ブラジル当局によると、特に迂回活動が疑われる製品は、履き物、ヘアブラシ、自転車などであるという。</p> <p>・2013年、ブラジル開発商工貿易省は、新アンチダンピング規則を導入した。</p> <p>・2013年11月4日、CAMEXは決定第94号にて、中国製の継ぎ目なし炭素鋼管に対するアンチダンピング税適用の最終決定を発表した。</p> <p>・2014年4月22日、ブラジル開発商工省貿易局は、中国、ウクライナ製低炭素及び低合金熱間圧延鋼板へのアンチダンピング税迂回調査を開始した。</p> <p>・2014年6月18日、CAMEXは、ウクライナ製オイル・ガスパイプライン用継目無炭素鋼管に暫定アンチダンピング税を賦課する決定を発表した(CAMEX決定第41号)。</p> <p>・2014年8月20日、CAMEXは、中国・韓国・台湾製無方向性ケイ素電気鋼板に対するアンチダンピング税賦課を一時停止する決定を公布した(CAMEX決定第74号)。</p> <p>・2014年12月1日、ブラジル外国貿易局(SECEX)は、ドイツ・南アフリカ・台湾製アクリル酸ブチルに対するアンチダンピング調査を開始(SECEX回章2014年第73号)。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2014年12月8日、ブラジル外国貿易局(SECEX)、中国製の金属マグネシウム塊に関するAD サンセットレビューを開始(SECEX 回章 2014年第75号)。 ・2014年12月15日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)、中国・パキスタン製キューティクルニッパーに対するAD 調査を開始(SECEX 回章 2014年第77号)、(2014年12月15日公布)。 ・2014年12月19日、ブラジル CAMEX によるアンチダンピング(AD)税賦課等に関する決定：－中国・南ア・韓国・ウクライナ製の厚板に対するAD 税を中国製ペイント塗布厚板及び中国・ウクライナ製のホウ酸含有の厚板にまで適用対象を拡大することとし、中国の一部鉄鋼メーカー・輸出業者に対する迂回防止見直しを終了。AD 税賦課期間については原期間を延長せず。 －米国製のアクリル酸ブチルに対するAD 税の賦課期間を5年間延長 －サウジ・エジプト・中国・UAE・米国・メキシコ製のフロート版透明ガラスに対して確定AD 税を賦課 －中国産の陶磁製タイルに対して確定AD 税を賦課 ・2014年12月22日、ブラジル CAMEX は、タイ製ポリカーボネート樹脂に対するAD 税賦課の一時停止を延長する決定を公布。 ・2015年1月16日、ブラジル CAMEX は、伯国内で供給不足に陥っている産品(アルミニウム合金の板、シート及びストリップ等)の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2015年1月30日、ブラジル CAMEX は、中国製の小型黒鉛電極に対するAD 税賦課を5年間延長する決定を公布ブラジル CAMEX、中国製の小型黒鉛電極に対するAD 税賦課を5年間延長する決定を公布。 ・2015年1月30日、ブラジル CAMEX は、スウェーデン製の亜鉛メッキ鋼線に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定。 ・2015年4月24日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、韓国製のエラストマーゴムチューブに対するアンチダンピング調査を終結(AD 税賦課せず)。 ・2015年5月4日、ブラジル CAMEX は、中国製のバス・大型トラック用空気ラジアルタイヤ(新品)に対するAD 税の賦課期間を5年間延長。 ・2015年5月4日、ブラジル CAMEX は、中国・韓国製アークフェライト磁石に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定(調査終結、AD 税賦課)。 ・2015年5月12日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国製ペイント塗布厚板及びドイツ・米国製の化学化合物に対するアンチダンピング(AD)税の課税対象範囲を決める調査を開始。 ・2015年5月22日、ブラジル CAMEX は、中国・エジプト・インド製 PET フィルムに対して確定AD 税を賦課(5年間)。 ・2015年6月15日、ブラジル開発商工省貿易局は、中国製厚鋼板に対するAD 迂回防止見直しを開始。 ・2015年6月18日、ブラジル CAMEX は、伯国内で供給不足に陥っている一部化学品(リグニンスルホン酸塩、フェロモリブデン、イソプロピルアミン及びその塩、ジメチルアミン)の輸入関税率を一時引き下げ。 ・2015年6月22日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国・台湾・インド・インドネシア製のPET(ポリエチレンテレフタレート)樹脂に対するアンチダンピング調査を開始。 ・2015年7月6日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、ドイツ製エチレングリコールモノブチルエーテルに対するAD 調査を開始。 ・2015年7月10日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、バーレーン及びペルー製PET(ポリエチレンテレフタレート)フィルムに対するアンチダンピング調査を開始。 ・2015年8月31日、ブラジル CAMEX は、中国製厚鋼板に対するAD 迂回防止見直しを終了;中国製厚鋼板へのAD 税を同国製のクロム添加厚鋼板に適用対象拡大へ。 ・2015年9月14日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国製の継目無し炭素鋼鋼管に対するアンチダンピング調査を開始。 ・2015年9月25日、ブラジル CAMEX は、中国・台湾・ドイツ・南アフリカ製アクリル酸ブチルに対して確定AD 税を賦課(2015年9月25日より5年間)。 ・2015年12月21日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国製の圧延平鋼(熱間圧延、熱間押し出し・引抜き)に対するアンチダンピング調査を開始。 ・2015年12月21日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国製の空気タイヤに対するアンチダンピング調査を開始。 ・2016年1月11日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、ロシア・南アフリカ製のノルマルブチルアルコール(N・ブタノール)に対するアンチダンピング調査を開始。 ・2016年1月11日、ブラジル開発商工省貿易局(SECEX)は、中国製の自動車ガラスに対するアンチダンピング調査を開始。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2016年1月27日、ブラジル CAMEX は、中国製の継目無し炭素鋼鋼管に対して暫定 AD 税を賦課。 ・2016年4月22日、ブラジル CAMEX は、インド製 PET (ポリエチレンテレフタレート) フィルムに対して相殺関税を賦課 (5年間)。 ・2016年4月22日、ブラジル CAMEX は、ドイツ製エチレングリコールのモノブチルエーテル (EBMEG) に対して確定 AD 税を賦課 (5年間)。 ・2016年4月22日、ブラジル CAMEX は、ブラジル及びメルコスールで生産されていない一部自動車部品の輸入関税率を引き下げ。 ・2016年5月10日、ブラジル開発商工省貿易局 (SECEX) は、ロシア・南アフリカ製のノルマルブチルアルコール (N-ブタノール) に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。 ・2016年5月10日、ブラジル開発商工省貿易局 (SECEX) は、中国製の自動車ガラスに対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。 ・2016年10月31日、ブラジル CAMEX は、ブラジル及びメルコスールで生産されていない一部自動車部品の輸入関税率を引き下げ。 ・2018年7月27日、ブラジル開発商工省貿易局 (SECEX) は、中国・台湾製オーステナイト系ステンレス継目鋼管に対する AD サンセットレビューを開始。 ・2018年11月1日、ブラジル開発商工省貿易局 (SECEX) は、中国製の石油・ガスパイプライン用ラインパイプに対する AD サンセットレビューを開始。 ・2019年7月24日、ブラジル経済省貿易国際関係特別局 (SECINT)、中国製のオーステナイト系ステンレス継目鋼管に対する AD 税を賦課 (5年間延長)。台湾製については、AD サンセットレビューを終了。 		
	JEITA 日機輸 日商	(4)	仲介貿易の不許可	<ul style="list-style-type: none"> ・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内(ブラジル)にある子会社を通じて行うような仲介(三角)貿易が不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介貿易を許可していただきたい。 	
	JEITA 日機輸	(5)	中古品と新品への無差別な関税賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水準の適正化検討をして頂きたい。 	
	日機輸	(6)	中古機械設備の輸入規制、申請手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、メーカー名、原産国を記載しなければならない。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1997年以前に生産された中古自動車は事前許可が必要。 ・中古車輸入は事実上許可が得られない状況にある。 ・中古品の輸入は、非自動輸入許可 (Licenca Nao Automatica de Importacao) の対象となっており、輸入許可申請に当たって査定鑑定書などの添付を要する。 ・中古機械設備の輸入を禁止する明確な法律は存在しないが、輸入者が中古財輸入を認める法令 91 年通達 8 号に基づき中古車の輸入を申請しても、当該通達が生産財の中古財輸入を想定しているため、開発商工省貿易局 (MDIC/SECEX) がほぼ全ての申請を却下する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則 ・開発商工省通達 12/99、同 9/00
	時計協 日商	(7)	I/L 取得の高コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・I/L 取得に掛る費用としてインボイス価格の 1.96% 徴収 (但し、輸入部品総額のランクで異なる) されているが、手数料としては高すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・I/L 取得料の引き下げ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
	JEITA 時計協 日機輸 日商	(8)	I/L 取得手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・I/L 申請の手続が複雑であり、時間がかかる。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マナウス・フリーゾーンへの輸入には、事前にライセンスを申請して承認を受ける必要がある。申請は、SISCOMEX のシステム上で、輸出者名、製品名、製品のモデル・タイプ、取引・決済条件、税務恩典の有無等を所定の様式に入力して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続の簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通関規則 ・開発商工省通達 12/99、同 9/00 ・開発商工省貿易局「貿易統合システム」

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 時計協 日機輸 日商	(9)	輸入手続きの煩 瑣・遅滞	<p>・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、 価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならな いため、手間がかかり緊急対応が難しい。</p>	<p>・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃。 ・品名は英語による記載も可とすること。</p>	<p>・通関規則 ・開発商工省通達 12/99、同 9/00 ・薬事法</p>
	JEITA 日機輸 日商			<p>・成形金型等の輸入の際、現地の通関等の諸手続きに時間が掛かり過ぎる。ま た、かかる時間も決まっておらず、まちまちである為、予定が立て難い。税関通 過後、農業部門の検査がありこれも時間がかかる為パレットをプラスチック成型に 変更した。</p>	<p>・通関の迅速化をして頂きたい。 ・税関ストライキの撲滅。</p>	
	JEITA 日機輸			<p>・荷物が現地港到着後、通関許可がおけるまでに長期間(下記参照)要する。その 保管料も高額となる。 サンパウロ：－船便：約 10 日間 －航空便：約 7 日間 マナウス：－Green:98.15%のウエイト －Yellow:0.91%のウエイト －Red:0.91%のウエイト －gray:0.03%のウエイト また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。 ・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。</p>	<p>・手続き面含めた効率化を要望したい。</p>	
	JEITA 日機輸 日機輸			<p>・現在、通関手続きはコンピュータシステム化され、輸入ライセンス承認は自動的 になされているが、中古設備を輸入する場合、通関およびその他の手続きには 依然として多くの時間を要している。ただし、予見は可能である。 コンポーネントの通関の場合、法的要件を満たすためにインボイス上の各アイテ ムの重量、製造者、原産地を示す必要がある。 マナウス・フリーゾーンにおける貨物の海港到着から搬出されるまでの時間は 4 ～10 労働日であり、最悪の状況は税務当局が書類または貨物のチェックを必要 とする場合である。すべてのインセンティブ／法規の監査は自動的になされてお り、支払の実施にはクレジットが設けられている。それゆえそれは通関手続きに 大きな影響を与えてはいない。</p>	<p>・手続き面含めた効率化を要望したい。</p>	
	日機輸			<p>・通関手続きはサービス提供者(通関貨物取扱人)への委任状を通じ行われる。 海港にて商品の到着後、通関当局の許可まで非常に時間がかかる(以下表 示)。保管額も高い。 また、通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。</p>	<p>・通関時間の短期間化。 ・レッドチャンネル時でも 10 日で通関を完了 できる体制を作してほしい。</p>	
	日機輸			<p>・通関に時間を要している。 ①ストライキや処理を遅く行っており、時間を要している。 ②通関時に、検査が必要なレッドチャンネルに登録された場合、10 日間で検査 を完了させる必要があるが、できていない。30 日間、通関で貨物が止まる。 ③貨物到着後の輸入通関状況の連絡が、24 時間以内でなく 5 日かかっている。 ④木製パレットの燻蒸検査が 2016 年 2 月からランダムだが開始され、通関時間 が長期化している。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・Orquestra システムが期待通りには稼働せず、輸入手続きに遅れがあり、<u>ELETROS</u>を通じてフォローアップが必要。 ・通関手続きが緩慢、かつ頻繁・長期に渡るストがあり、計画的な輸入が難しい。 ・マナウス FTZ では、港に荷物が到着してから引き取りまで 4・10 営業日がかかる、その上、最悪状況は税務当局から貨物の書類或いは検査が行われるときである。 ・輸入ライセンスの承認が自動的になった (Orquestra システム)。 ・最近システムやプロセスの改善により通関手続きが容易になった。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1997年1月、SECEX は、電子貿易書類システム (SISCOMEX) を部分的に導入した。 ・1999年3月15日、小額商品に対する輸出入申告書類の簡素化が実施されており、輸入簡易申告書 (DSI) を提出することで通関できる方式となった。 ・2004年12月、WTO 貿易政策検討において、ブラジルは現在約 35.8%の関税品目について輸入事前非自動ライセンス制度が適用されている。 ・2005年10月、税関ストライキが1ヶ月以上続いており、必要品は通関されているが、贅沢品やクリスマス用品の通関が止まるという影響が出ている。 ・デロイト社調査報告書「国際貿易—ブロクラシー解体への挑戦」によると、調査対象 187 社中 80%の企業がブラジルにおける貿易プロセスの最大の障壁として商品の通関処理の困難 (ブロクラシー) を挙げている。そして、通関処理日数に要する時間として 68%の企業が 2~10 日かかると回答している。 ・輸入手続きの煩瑣・遅延/特に中古機械の輸入手続きの簡素化について、2009年の2月と9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて問題提起、伯側より一定の理解を得た。 ・2012年1月12日、ブラジル開発工業貿易省が“低品質”の携帯電話の輸入を制限するため、輸入する前にブラジル電機通信局 (ANATEL) による証明を必要とする携帯電話輸入規制を強化した。1月25日実施。 ・2014年12月、ブラジル連邦歳入局、ブラジル版認定事業者 (AEO) 制度の開始を公表。 <p>【参考】伯連邦歳入庁の Normative Instruction n. 1,521/2014 の URL【伯語】 http://normas.receita.fazenda.gov.br/sijut2consulta/link.action?idAto=59000&visao=anotado</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年7月17日、ブラジル連邦国税庁 (RFB)、通関に関する一部規則を改正する規範決定を公布した。通関手続きの一層の有効化・効率化・迅速化を図る。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1998年、国税庁によりエクスプレス通関処理システム (Linha Azul ブルーライン) が設置された。 ・1999年より小額商品 (1 万米ドル以下)、補修品輸出、一時輸入品の再輸出などについて簡易申請制度が実施された。 ・2004年10月に発令された IN445/04 及び ADE10/04 に基づき、ブラジルの輸入手続きは、開発商工省貿易局貿易管理課 (SECEX/DECEX) が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム (SISCOMEX) を通じて行うことが法的に義務付けられており、輸出入業者登録 (REI) の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 ・輸出を前提として原材料を輸出総額の 40%まで輸入する企業は、貿易統合システム内でドローバック制度を利用して輸入関税に IPI、ICMS などの免除と手続コストの低減が図られている。 ・輸出実績が大きいなど企業によっては迅速通関カテゴリー「ブルーライン (Linha Azul)」が適用される便宜を受けている。 ・輸入手続きは、開発商工省貿易管理課 (SECEX/DECEX) が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム (SISCOMEX) を通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録 (REI) の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 ・2006年10月5日、連邦歳入庁は、官報に規範的規則第 680 号を公布し、輸入手続きを簡素化し、輸入費用を減額した。この規則は、数量確認による自動通関などの、新輸入通関手続きを定めている。 ・規範的規則第 680 号は、税関吏の実査を、①輸出国税関当局が発行した報告書または検査書、②輸入許可手続き担当のその他当局が発行した報告書と検査書などの検証報告書などに、置き代えることができると定めている。 		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2007年4月4日、連邦歳入庁は、規範的規則第680/2006号第19条、24条、47条を改正する規範的規則第731/2007号を官報に公布した。この改正は、製品の分納や早期納入のための新しい通関手続きをその他の事項とともに規定する。 税関での荷動き、貨物船の運航状況などの管理や徴税システムの一括化などを実現するため、2008年3月31日から通関物流に関する電子システム「SISCARGA」が稼動を始めた。 輸出入手続は、開発商工省貿易管理課(SECEX/DECEX)が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム(SICOMEX)を通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録(REI)の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 2010年6月、政府は、企業が港湾当局など6機関に提出する輸出入関連情報をオンラインで一元管理する「ペーパーレス港湾計画」を導入し、通関日数の短縮を目指す。 2013年5月5日、従来ブラジル向け貨物に必要なとされた荷揚げターミナル及び保税倉庫での輸出入通関申請で、オリジナルのB/L(船荷証券)の提出義務が不要となった。ただし、検査基準(Parametrização)で黄色および赤色チャンネルが出た場合はこの限りではない。財務省収税局指令第1356号(2013年5月5日付)。 2014年3月、小額商品の輸入(3,000ドル相当額以下)に簡易輸入申告制度(DSI)を導入した。 		
	JEITA 日機輸 日商	(10)	不正輸入・密輸入の横行	<ul style="list-style-type: none"> 工業税以外にも輸入税(II)4-20%、州流通税(ICMS)7-18%、連邦売上税(PIS/COFINS)3.65%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。 エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入)が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例:パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器 エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入)が多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例:通信機器、ネットワーク機器 	<ul style="list-style-type: none"> 不正輸入品の取締まり強化。 不正国産品の取締まり強化。 重税の緩和。 	
	JEITA 日機輸 日商			<ul style="list-style-type: none"> エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入)が多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例:通信機器、ネットワーク機器 	<ul style="list-style-type: none"> 不正輸入品の取締まり強化。 重税の緩和。 不正国産品の取締まり強化。 	
	電線工			<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジルで海賊版・不正輸入問題が多い理由として、高率の税金が挙げられ、正規の輸入品が海賊版の価格の倍以上になるが、政府は若者を主として海賊版不買キャンペーン等を実施している。 ブラジルは、2005年から毎年、INTERPOLとWCOが連携して南米各国の警察・税関・民間企業が協力して模倣品・海賊版の取締りを行う”Jupiter作戦”に中南米諸国と共に参加している。 2017年9月15日、ブラジル政府は、日・ブラジル税関相互支援協定に署名(署名後、両国において必要な国内手続きを経て、その完了を外交上の経路を通じて書面により相互に通告した日の後90日目の日に効力を生ずる)。双方の税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、税関手続の簡素化・調和を含む貿易円滑化措置及び効果的な水際取締りを実現する観点から、不正薬物の密輸情報の交換を含む相互支援等を行うための法的な枠組みを提供するもの。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 日機輸	(11)	通関に関する規則の不統一	・税関の法律が標準化されていないため、ブラジルの顧客への船積書類を整えるのが困難である。通関のスピードアップを図る為、ブルーライン(優遇通関システム)の申請が必要。	・このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。		
	JEITA 日機輸 日商	(12)	INCOTERMに基づくCIFの価格設定不可	・INCOTERMに基づくCIFでの価格設定が認められていない。	・INCOTERMSに基づくCIFでの価格設定を認めていただきたい。	・Circular SUSEP 392/09	
	日機輸 日機輸	(13)	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。	・水準の適正化検討をして頂きたい。		
	自動部品	(14)	ALADI 経済補完協定原産地規則の厳格化	<p>・2015年3月、ラテンアメリカ統合連合経済補完協定55号(ALADI ACE55号)付属書IおよびIIの第5次追加議定書が公示され、自動車及び自動車部品の原産地規則が変更された。従来の基準に比べ原産地規則が厳格化された為、原産資格を満たせず、当社で使用していた自動車部品の特惠税率享受が失われた。</p> <p>(対応)</p> <p>・2019年3月19日以降、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)第55号付属書II(通称「メキシコ-ブラジル自動車協定」)の第7次追加議定書の交渉は、第5次および第6次追加議定書が定める2019年3月18日の交渉期限に間に合わず、当面の間は両追加議定書に規定されている以下の内容に変更される(メキシコ経済省及び自動車部品工業会(INA)による)。 完成車の無関税輸入割当は撤廃され、自由貿易に戻る。 完成車および直接輸出される自動車部品の域内原産割合(RVC)の閾値は35%から40%に引き上げ。 第6次追加議定書第2条が定めていた特定自動車部品のRVC軽減措置(2017年1月16日記事参照)は撤廃され、全て40%に統一。 ・メキシコ経済省は2020年6月25日、ブラジル政府との間でラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)55号付属書II(通称「メキシコ-ブラジル自動車協定」)を改定し、対象に大型車両を加えることで合意したと発表した。2020年7月から3年間かけて段階的に大型車両の関税を相互に撤廃する。ACE55号付属書II特惠関税恵関税の現行対象品目 a)乗用車、b)車両総重量8,845キログラム以下の貨物自動車、c)農業用トラクター・建設用車両、d)自動車部品に、車両総重量が8,845キロを超える車両を追加する。</p> <p>(改善)</p> <p>・2016年12月28日、メキシコ経済省は、ラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)第55号付属書II(通称:メキシコ-ブラジル自動車協定)の第6次改定議定書を官報公示・即日適用。対伯自動車部品貿易における特惠関税適用条件となる原産地規則を緩和へ。品目に応じて域内原産割合(RVC)が原則35%から10~30%に引き下げられる(2019年3月18日までの時限措置)。</p>	<p>従来同様、関税番号変更基準もしくは付加価値基準のいずれかを満たせば特定原産品となるよう判定基準の緩和をお願いしたい。</p>	<p>・ALADI ACE55号 第5追加議定書又は付属書II</p>	
	日機輸	(15)	税関スト	<p>・税関ストにより輸入貨物の通関が滞留。 Red Channel で止められるケースが頻発しており、その基準も曖昧。 その結果、エンドユーザー向け納期問題が発生。</p>	<p>・税関ストの影響を最小限に抑えるようシステム面での改善が必要。 ・通関時のルールを明確化。</p>		
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	JEITA 日機輸 日商	(1)	FTZの優遇税制の解釈の突然の変更	<p>・マナウス・フリーゾーンの優遇税制特典の条件であるPPB(基本製造プロセス)の解釈裁定が改訂され、生産工程の変更を余儀なくされる。 2013年からTV生産の75%に双方向性ミドルウェア Dinga の搭載が義務付けられた。 2016年それらの義務は製造量の90%に達した。しかし実際には100%義務化。</p>	<p>・法解釈の一貫性・安定を確保する。 ・変更の際には、企業との十分な調整と猶予期間を設ける。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 時計協 日機輸 日商	(2)	FTZ での輸入部品への I/L 取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず煩雑である。(例:スピーカー、電源コード)	・部品のI/L取得義務の廃止。	・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00 ・開発商工省貿易局「貿易統合システム」	
	JEITA 日機輸 日商	(3)	FTZの輸入通関手続の硬直性	・マナウス FTZ では輸入通関時に品物の仕向け地を決定しなければならない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。 (対応) ・マナウス FTZ では輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。	・通関後の仕向け地変更を可能にしたい。		
	日機輸	(4)	FTZ での輸出手続の煩雑、電気製品の輸出不可	・マナウス税恩典地域から諸外国への輸出手続きが煩雑で、電気製品のブラジル国外輸出は事実上、不可能となっている。			
11	利益回収	自動部品	(1)	サービスの海外送金規制	・技術ライセンス契約への制約が多い(契約期間が最大5年間、ロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり)。契約書の発行には、国立産業財産権院(INPI)への申請・登録、及び中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ時間を要する。送金の際には源泉税12.5%に加え、PIS/Cofins やISSといった様々な課税がなされるリスクがある。この課税に対する解釈も弁護士や会計士によって異なり、常に税務リスクを抱える。 ・技術製造ライセンス行使の際に発生するロイヤルティ対価については、売上額の5%が上限と規定されている。業界によっては3%程度しか認められないケースもあり、ブラジルへの投資に見合ったリターンが得られない。さらに、送金期間も5年間に限定されている(1回のみ5年の延長が可能)。 ・ブランドロイヤルティライセンスについても税控除が売上の1%を上限とされている。 ・いずれのロイヤルティの海外送金にも、国立工業所有権院(INPI)への申請、契約の登録、及び中央銀行への事前登録が必要で、煩雑な審査の上、許可までに相当な時間を要する。 ・製造業にとって、同じ製品には製造技術ライセンスかブランドロイヤルティライセンスのいずれかしか認められないのは問題である。	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。 ・非居住者に対する継続的な技術「使用」に対する対価の支払いを認めてほしい。	・外国資本及び海外送金に関する法律 ・Section 355, Income Tax Regulation (“Regulamento do Imposto de Renda”) ・Section 74 Law 36.470 of 1958 ・Section 12 Law 4.131 of 1962 ・Section 6 Decree-Law 1.730 of 1979
	日機輸			(対応) ・ロイヤルティを送金する際には様々な課税がなされ、サービス契約になるとPIS/Cofins やISSといった課税がなされる。また、PIS/Cofins やISSなどの課税に対する解釈は弁護士や会計士によって異なり、その結果、海外送金に関する課税の実態はケース・バイ・ケースとなっている。 ・送金にかかる課税: ①IRRJ (Federal Withholding Tax): 12.5%:(連邦税)法人所得税－源泉課税(注)日伯租税条約に基づき15%→12.5%に軽減 ②CIDE (Contribution for Intervention on the Economic Domain): 10%:(連邦税であるが一部は州の財源に)経済的支配干渉負担金 ③Social Contributions (PIS/Cofins Import): 9.25% PIS(Social Integration Program): (連邦税)社会統合基金 1.65% Cofins(Contribution for the Financing of Social Security): (連邦税)社会保障融資負担金 7.6%			

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>④ISS (Tax on Services): 2% to 5%: (市税) サービス税</p> <p>⑤IOF (Tax on Financial Transactions): 0.38%: 送金税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許および商標の実施または使用に対して、権利者に支払われ、かつ控除され得る実施料の額は、原則として販売価格の5%までに制限されている。 ・ブラジル企業は、中央銀行を通じて外国企業にロイヤルティを支払わなければならない。ブラジル企業は、中央銀行にブラジル通貨で資金を振り込み、中央銀行は、政府の国際収支の管理が可能となるよう、資金をUSドルに換金し外国への支払額を送金する。 ・中央銀行は、外国からの直接投資企業の本社への対外送金を全て中銀電子式システム(SISBACEN)の申告システム(RDE-IED: 外来直接投資及びRDE-RDF: 金融取引登録)を用いて申告するよう義務付けている。外国からの投資資金の受入れ、対外送金が中央銀行の電子式システムを通して行われることになる(法律 4131/62号、政令 55.762/65、中銀)。 ・利益送金、資本の本国送還、再投資登録は、外国投資の名目で中央銀行に登録された金額に基づいてなされるため、相当する金額が中央銀行に登録されていない場合、国外向け送金が制限を受ける。また、元の外資登録を超える外貨の金額は源泉所得税の対象となり課税される。 ・ブラジルでは1991年に所得税法が改正され(Law No. 8383/91)、関係会社間の国外送金の損金算入が可能になった(それ以前は、外国企業がブラジルに關係会社を設立しても、ライセンス料等の親会社に対する支払いの損金算入はまったく認められていなかった)。 しかし、もともと外資法(Law No. 4131/62)で国外送金するロイヤルティの損金算入の限度額は5%と制限されており、91年に所得税法が改正された際、財務省令(Ordinance 436/58)を引用し、この規定に定める限度で、INPIに署名及び記録され中央銀行に登録された契約に基づく海外送金について損金算入を認めるものとした。INPIは、これを根拠に、損金算入の上限を超えたロイヤルティ料率を承認しない。 よって、海外送金の損金算入にはINPIへの登録が前提となるが、この登録のためにINPIが課す条件(損金算入の上限をロイヤルティ料率の上限とする)を飲まなければならないと、結果的に、関係会社間での契約においては、ロイヤルティ料率は最大で当該技術に由来する純売上高の5%までしか認められないことになっている。 ・2003年8月27日付規範決議55号、INPI登録の技術移転や連邦収税局(RF)発給書類に基づく技術サービス付装置類売買、同一グループ内企業間技術協力、国内公権法人と外国法人間で行われた外貨建証書、協定・協約の場合、技術アフターサービス関係査証を受けるに際して、技術移転プログラムまたは要員訓練プログラムの記入を要求している。 ・2006年7月以降、工業所有権院(INPI)は、商標要請処理のため電子ファイル・システムを実施してきた。特許権申請中の滞留を少なくするためINPIは、130名の特許審査官をさらに増員した。この結果、2008年度の最初の2ヶ月にINPIが処理した特許サービス件数は、20.88%増加した。2008年9月、世界知的所有権機関(WIPO)は、INPIを国際調査機関(ISA: International Searching Authority)および国際予備審査機関(IPEA: International Preliminary Examining Authority)として認知した。この認知によりブラジル特許の海外許可申請費用を削減するとともに、特許協力条約(PCT)に基づくブラジル特許の許諾件数を増大させることが期待される。 ・国際収支管理の一貫としてロイヤルティの海外支払いに政府が介入している。(ロイヤルティは原則売上げの5%が上限) ・5年を超える契約で更新をする場合、受益者は技術移転支払いを経費算入できない。 ・日本企業は、2009年2月以降、日伯貿易投資促進合同委員会において、技術移転契約に関する契約期間や守秘義務期間、ロイヤルティの上限の問題点をブラジル政府に提起し、改善要請を行ってきた。 ・2009年2、9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会を通じ、問題提起。伯側の一定の理解を得た。 ・ロイヤルティを送金するためには、INPIへ登録した後に、ブラジル中央銀行への登録も必要となる。 ・技術移転を伴わないサービス契約に伴う送金は、本来はINPIへの登録は不要であるが、市中銀行の判断でブラジル中央銀行への登録が拒否され、INPIへの登録を要求されたり、弁護士への相談を要求されたりすることがある。 ・送金可否の判断が市中銀行によって異なったり、INPIへの登録が必要かどうかの判断が弁護士や会計士によって異なったりすることが多く、サービス契約としてINPIへの登録なしで送金できるのか、それともINPIへの登録が必要なのかどうかで悩む企業が少なくない。 ・ランニングロイヤルティとは別に、本社が負担した技術支援にかかるイニシャルコストなどをロイヤルティとしてINPIに登録できたとしても、年率で売上高の5%上限を超えてしまう場合は海外送金が許可されない。 ・日本政府は、2009年～2011年の間に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においてINPIの指示によるロイヤルティ料率の上限や秘密保持期間の短縮の問題に関してブラジル政府に改善を要請してきた。 		

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 日機輸 日商	(2)	複雑な税制による 利益回収の困難	<ul style="list-style-type: none"> 従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務(出張旅費資金支払など)の海外送金は認可されていない。 以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 <ul style="list-style-type: none"> 送金規制は緩和の方向にある(2万 R\$迄の個人送金手続は簡素化されている)。 ブラジル IRS 提出の決議 1214/11 による個人の R\$20.000 までの送金の所得税の免税。 教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 中銀規制(CIRC2,685) Instrução Normativa RFB 1645/16 	
	日機輸	(3)	契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル上下水道は市政府及び州水公社との契約となるが、一部のプロジェクトに於いて、市政府が一方的な契約の変更、契約の不履行、タリフ支払い停止等を行うケースが散見される。 	<ul style="list-style-type: none"> タリフ支払いを含めた契約履行。 契約が履行されなかった場合の、州政府、もしくは連邦政府への支払いリコース。 		
	日機輸	(4)	費用送金への課税	<ul style="list-style-type: none"> 日本人出向員に関して、日本側本社で発生している費用をブラジル現地法人から日本に送金しようとする課税対象となることからこれまでは実施を見送っていた。今後、このような費用(スプリットサラリー等)の非課税送金ができるようになるというブラジル政府の方針は打ち出されたが、運用については未だ不透明。 	<ul style="list-style-type: none"> 本社への費用送金が非課税にて円滑に実施できるよう、運用ルールの策定をブラジル当局に依頼して頂きたい。 		
12	為替管理	JEITA 日機輸 日商	(1)	海外送金許可手続 の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル赴任者の本国内残留家族に対して生活費を送金する際、受取人が扶養家族であることを記した念書が必要であり、さらに銀行によっては戸籍謄本の提示や、送金者の所得証明書の提示も要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行による送金受付手続の統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化して欲しい。どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにして欲しい。 根本的にブラジルの規制の緩和(撤廃)を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 中銀規制(CIRC1,533 CIRC2,685) 決議 1214/11 Instrução Normativa RFB 1645/16
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 海外送金に際して、根拠となる ROF 証明書類の提示が求められる。書類不備で送金できないケースがある。 			
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 配当、元利金の支払(インタコローン)には、ROF(融資操作登録)の申請・取得が必要。取組み銀行経由の資本取引に ROF 番号が参照される。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きの簡素化して頂きたい。 		
	化繊協会			<ul style="list-style-type: none"> 海外での現地調査活動などの業務委託に対して、対価を予算ベースで支払って年度終了後に実績ベースでプラスマイナスを補正している。中国・ブラジル等では支払不足の場合は追加で日本円を送金できるが、支払過剰の場合は現地通貨を日本に送金できず、翌々年度の予算で調整となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨送金がきわめて困難のため、送金の規制を緩和してほしい。 		
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジルは、リアルプラン導入後も外貨の流出を中央銀行が厳しく管理しており、各種外貨送金(資本金利益の配当、借入金、技術移転対価、輸入決裁対外投資)には、要件に応じて規制がかけられており、いずれの場合にも、取引内容を説明、証明する書類(課税対象取引の場合は納税証明)を提出義務が課せられており、送金可否の判断は、外為公認銀行、中央銀行が行うという制度となっている。 外為公認銀行は、顧客の為替取引の妥当性を確認し、中銀に報告する義務がある。顧客の為替取引は中銀外為規定類集(CNC)に記載されている締結可能な取引目的に適合する必要がある。 			

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸	(2)	為替予約市場の未発達	・為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。	・為替予約市場の創設。	・Sem alteração
	JEITA 電線工 日機輸	(3)	債権債務のネットインの不可	・対外債権・債務のネットインが認められていない為、決済に双方向送金が必要。	・ネットインの解禁。	
	日機輸	(4)	急激な為替変動	・為替による購入コストの上昇により、価格競争力が低下する。	・為替安定化。	
				(対応) ・2013年6月4日、ブラジルのマンテガ財務相は、期間半年から1年の海外からの借り入れに関して、IOF税の撤廃(6%から0%に引き下げ)を発表(翌5日より適用)。レアル安を抑制する狙い。 ・レアルの対米ドル為替レートは、2014年12.5%下落したが、2015年(9月)は50%近い大幅な下落となっている。 ・2016年の年初以降は上昇基調で推移し、2016年11月初旬の米国大統領選挙でトランプ大統領が勝利した直後は、一時的にブラジルを含む新興国からの資金逃避傾向が高まったことで下落したものの、その後は世界的な株高やブラジルの景気回復期待を背景に上昇基調となった。 2017年3月以降は再度下落傾向になり、5月半ばにテメル大統領の汚職隠蔽疑惑が報道されると大きく下落、7月以降は主に財政再建に対する前向きな見方やルーラ元大統領への有罪判決が好感され強含み。2018年大統領選でのポピュリスト候補リードとの世論調査や、年金制度改革法案の投票の遅れが嫌気され、レアルは軟調推移。 ・2018年12月に入り、米中通商摩擦の激化、それに伴う米中景気の減速懸念が強まる中、米国が利上げを継続するとの見方が広がり、新興国通貨が全面安となりレアル安も下落した。2019年には、1月4日のパウエルFRB(米連邦準備理事会)議長の市場に配慮するとの発言や、米中通商協議の進展観測等で市場のセンチメントが好転しボエスバ株価指数が史上最高値を連日更新、レアルも安定を取り戻した。ボルソナロ政権は年金制度改革法案を発表するも、国民に負担増を迫るもので、レアルは2月22日15時現在、対ドルで3.7レアル台半ば、対円で29円台半ばと横這い推移。		
	日機輸	(5)	外貨保有規制	・国内での外貨保有が一切認められておらず、輸入債務、輸出債権に関わる為替管理が困難である。		
13金融	JEITA 日機輸 日機輸 日機輸	(1)	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	・金融取引税(IOF)や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。海外からの借入に対する金融取引税の免除期間について、従来90日超であったものが、180日超(2014年末時点)となっている。(2014年6月4日より、360日から180日に緩和された。) ・外貨建貸付業務において、法令8325は、ブラジル中央銀行への登録を条件に、国内での資金流入のための外国為替に関する同時取引を含む為替取引の決済に関するIOFの一定額を、平均最低期間180日まで:6%。 ・海外からの借入に対する金融取引税の免除基準が法7853(12年12月5日)により、1年に変更された。	・規制の簡素化。 ・免除期間のさらなる短縮。	・法7853(2012年12月5日) ・法令8325 ・法令8263/2014
				(参考) ・2020年7月3日現在、金融取引税(IOF)は、外国からの借入(いわゆる親子ローンを含む):借入期間が180日以下であれば6%、181日以上であれば非課税。 (改善) ・政府は2012年6月14日付の官報に政令第7,751号を掲載し、IOF課税にかかわる規則の変更を発表した。IOFは、国内企業による外貨の借り入れ、あるいは海外で起債した資金が国内に流入する際に課税されているが、この借入期間、あるいは債券の償還期間により課税対象となる取引を定めている。今回の規則変更で、これまで約5年未満とされていた期間を約2年未満(政令には720日と明記)に短縮する。なお、税率は6%に据え置かれ、政令は即日施行された。(JETRO通商弘報)		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2013年6月4日、ブラジルのマンテガ財務相は、期間半年から1年の海外からの借り入れに関して、IOF税の撤廃(6%から0%に引き下げ)を発表(翌5日より適用)。</p>		
	日機輸	(2)	企業グループ内クロスボーダー資金取引制限	<p>・国外からのオフショア・インターカンパニー・ローンに対する最低期間制度(現在180日)が存在する。</p>	<p>・最低期間制度の撤廃あるいは更なる短縮して頂きたい。</p>	
14	税制	(1)	複雑で多岐にわたる税制	<p>・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。</p> <p>①連邦税、州税、市税 計16種類 ②各種手数料、負担金 計27種類</p> <p>・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に、日本と異なるところは、以下のとおり: ①法人は毎月、課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。</p> <p>・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。</p> <p>・税の中、特に間接税(IPI、ICMS、PIS/COFINS等)の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。</p> <p>・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。</p> <p>・複雑且つ高率の税制(法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税(売上税)、社会保険融資負担金(売上税)、利益社会負担金、小切手税、商品流通サービス税)。</p> <p>・物流が伴う商取引のみならず、サービス提供に対しても税金が課せられるなど、ほぼ全ての取引行為に対して課税され、かつ同一取引に複数の税金が課せられる事も稀でなく(連邦税・州税・市税)、コスト高に繋がる。また、税金の種類や課税方法などが複雑であり、更に、場当たりに税法改正が行われる為、その解釈を巡っては税務当局と対立する事も珍しくない。</p>	<p>・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。</p> <p>・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。</p> <p>・一般的税制の導入。</p> <p>・全ての税の付加価値税化と税率の低減。</p> <p>・税制の簡素化(税の種類を減じる)</p> <p>・一般的税制の導入。</p> <p>・全ての税の付加価値税化と税率の低減。</p> <p>・税制の簡素化(税の種類を減じる)</p> <p>・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。</p> <p>・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。</p> <p>・一般的税制の導入。</p> <p>・全ての税の付加価値税化と税率の低減。</p> <p>・税制の簡素化(税の種類を減じる)。</p> <p>・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。</p> <p>・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。</p> <p>・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。</p> <p>・税制の簡素化と税率の軽減。(それ自体が簡単な事では無い為、現実的には、税金面への意識を常に念頭に置いてビジネスを進めるという対応が肝要。)</p>	<p>・ICMS</p> <p>・IPI</p> <p>・PIS/COFINS</p> <p>・ブラジル税制</p> <p>・ブラジル税法</p> <p>・Lei n° 9.430, de 27.12.1996 – SEÇÃO V (art. 18 a 24)</p> <p>・連邦法、州法等</p> <p>・2017年IPI税率表(TIPI) TABELA DE INCIDÊNCIA DO IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS (TIPI) https://guiatributario.fi.es.wordpress.com/2016/12/tipi-20171.pdf</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	自動部品 電線工 日機輸 電線工 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 法定福利や社会保障を含む各種税負担が大きく、多重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する。 特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。 ブラジル国外での製造品目をブラジルに輸入する場合にかかる関税その他コストが非常に高い。ブラジルの税制が多岐に渡り、国内物価を押し上げていることも影響している。 税の種類が多く、複雑な税制度となっているため、実務負担が大きく、コストアップ要因となっている。 連邦税と州税が複雑で、しかも国と州で税の取り扱いに相違があるためわかりづらい(例えば、州では州の ICMS ベネフィット(税務恩典)を非課税としているが、国税では課税対象となる収益とみなす見解がある)。 ICMS や Pis/Cofins などは取り扱いが複雑で、かつ損益インパクトが大きい。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2002年7月4日、自動車分野による社会総合計画(PIS)／公務員厚生年金(PASEP)、ならびに社会保険融資納付金(COFINS)の支払を簡素化するための法律第10485を官報公示した。これにより自動車分野は製造工程の各段階で課税されることがなくなり、一括8.26%の支払となる。 批判に対応すべく、ブラジル議会は、1995年以降税制改革を議論してきており、総額に対する税(TAV)の創設などが提案されているが、州が課税権限の一部または全部を失うことになるため、各州の抵抗に遭っている。 世界銀行の”Doing business in 2006”で、年間納税対応時間は2,600時間と最も多い国にあげられている。 海上輸送の場合、海上運賃に25%の税金が加算されるが、(AFRMM税)、製品ユニットのボリュームにより、航空機による輸送を提案して、税金を出来るだけ安くする方策と取る場合もある。無論、遠距離であるので海上での場合との納期にも関連する。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2003年8月6日、政府は、Decree No.4800を發布して、自動車製品に対する工業製品税(IPI)を2003年12月1日までの暫定措置として引き下げることとした。 2008年2月28日、連邦政府は、(1)連邦税数種の統合、(2)複雑な現行税制の簡素化、(3)新ICMS税を創設し、かつ(4)ブラジル州間の水平的税制競争の撤廃を求め税制改革を実施するため、新憲法修正案(PEC)を国民議会に上程した。連邦政府の税制改革法案は、次の主要点を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ①連邦付加価値税(VAT):連邦VATは、現行の4税に置き換わる。 ②州VATの新設:州VAT-IVA-Eは、現行のICMSに置き換わる。本税は、そのほとんどが消費の過程で徴収されるが、脱税防止のため製造過程においても2%徴収される。ICMSから新IVA-Eへの移行は2015年に完了することになっている。 ③均等化基金:ICMSから新IVA-Eへの移行過渡期の州の歳入損失を補てんするため補完立法により基金が設置される。 ④投資奨励金:投資を奨励するための税制上の奨励金(リベート)。このリベート期間は、現行の24ヶ月間から次第に短縮される見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合、簡素化・軽減。 全品目で無く、ブラジル国内経済を活性化しうる高度技術品目はそのコストを下げるなど検討願いたい。 シンプルな税制度の整備。 税制の整理統合・簡素化・軽減化。 税制の簡素化を望む。 	
	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸	(2)	重い税負担	<ul style="list-style-type: none"> Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっているIOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL(9%)これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。 ICMS税のST(additional sale tax:代行納税制度)がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対価投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化(税の種類を減じる)。 税制の簡素化(税の種類を減じる) 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル税法 税法全般 法人税法 法律9249号第25条 政令第4056(2001年12月17日官報) 法律10883号(2003年12月30日発効) 2002年1月3日付官報 補足法第70号

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協 日機輸 JTA			<p>・社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する(いわゆるブラジルコスト)。特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。 例: マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、 FOB+運賃+保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%(時計ケースの材質で異なる)、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。</p> <p>・重税のため商品販売価格が先進国の2~3倍になる。商品流通の税金が高いため不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまいう場合もある。</p> <p>・税目が多いだけでなく、輸入品に対してほぼ100%の税率の上、諸税を納税した後の利益に対して更に20%のCSLL(法人利益に対する社会負担金)税がある。</p> <p>(参考)</p> <p>・2018年7月5日、ブラジル政府は、自動車産業を対象とする今後15年間にわたる優遇税制を認める新たな税務インセンティブプランを発表した。2018年7月5日付の大統領暫定令第843号により発表された「ROTA 2030 プログラム(ROTA 2030 Mobilidade e Logistica)」は、自動車産業に対するインセンティブを拡大することを目的とし、従来のInovar-Autoプログラムの対象となっていた自動車完成品メーカーに加え、自動車部品メーカーや自動車製造、モビリティ、オンボード・ロジスティクスに関する戦略的ソリューションを提供する企業も対象に含まれる。大統領暫定令第843号の公表に先立ち、連邦政府はブラジルに輸入もしくはブラジルで製造された新車の販売に関する要件を設定。新規規定に基づき、カーラベリング、自動車燃費効率または運転補助技術に関する構造性能に関する目標値を満たす企業に対しては工業製品税(IPI)の税率が最大で2%引き下げられる。</p> <p>(対応)</p> <p>・税制改革法案が議会で審議されており、2003年9月4日、下院議会本会議第1回投票で可決され、そのまま上院議会で可決されれば、2004年に3.5~4.5%の増税となる見込み。対GDP比で現行の36.45%が41%に上昇することが懸念される。</p> <p>・2003年9月、税制の一部改正が可決され、マナウス・フリートレード・ゾーン税制等の優遇措置は2023年まで延長されることとなった。</p> <p>・2003年12月30日、税制改革法(法律第10883号)が発効した。COFINS税の税率が企業の全収益額の3%から7.6%に引上げられた。また、COFINS税の対象から輸出、輸出企業に対する販売を除外した。</p> <p>・2004年1月1日より、海外に由来するサービス業務について、サービス税(ISS)を現行建設業への賦課に加えて、外国で開発されたソフトウェアの購入やサービス提供者に賦課されたサービス、倉庫業、港湾役務、展示会役務などについても提供地の自治体により徴収されることとなった(2003年7月31日補完法第116号)。</p> <p>・ブラジルの外務省は、2004年12月に行われたWTO貿易政策検討の結果に対して、ブラジル政府は国内各州で異なる商品流通サービス税が適用されている問題を見直す考えであることを表明した。</p> <p>・ブラジル地理統計院(IBGE)の統計によると、国内総生産比でみたブラジルの租税負担率は、2003年35.54%、2004年36.08%、2005年37.82%と上昇している。</p> <p>・世界銀行の「Doing business in 2006」で、ブラジルは納税率(total tax payment/gross profit)が148%に上がり、納税部門で155カ国中140位にランクされ、全体のビジネス環境のランクを前年の96位から119位に大幅に下げた。</p> <p>・2008年1月4日、行政府は、金融取引に対する暫定負担金(CPMF)の失効による国庫歳入損失を補てんするため、金融取引税(IOF)の税率を引き上げる法令第6339号を公布した。</p> <p>・2008年1月7日、行政府は、銀行間為替取引に対するIOF率をゼロに引き下げるなどの、IOFに関する規則を定める法令第6345号を公布した。</p>	<p>・税率の引き下げ。 ・税制の見直し・整理統合・簡略化。</p> <p>・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。</p> <p>・減税と共に税制の簡略化及び一本化などの改革を進めて頂きたい。</p>	<p>・法律第10637号、第10168号、第10865号 ・補完法第116号 ・行政令7412号</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2011年9月、一定の要件を満たさない国産自動車及び輸入自動車にIPAを30%追加すると発表した(2011年9月16日付政令第7567)。自動車のIPIは、排気量に応じて通常7~25%であるが、輸入車向けには一律30%となった。本措置は2012年末までの暫定措置であったものが、2017年末まで延長された。これに対し、日本政府は、2011年10月のWTO市場アクセス委員会及び11月のWTO物品理事会において、米国、EU、韓国と連携して懸念表明を行った(不公正貿易報告書)。 ・2012年5月31日、ブラジル財務省は輸入品の二輪車、電子レンジ、エアコンに対するIPIを10から15%引き上げると発表した。税率は35%となり、9月1日から実施予定。 ・2012年9月1日より、財務省は輸入する二輪車、電子レンジ、冷房機器に35%のIPIを上乗せして課税。 ・2012年10月、ブラジル政府は、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成等を条件として、ローカルコンテンツの利用量等に応じてIPI30%以上減税可能とする新たな自動車政策(イノバル・アウト)を発表した。これに対し、日本はブラジル開発商工大臣に対しWTO協定への抵触の可能性を指摘した。また、2012年11月以降、WTO物品理事会において、米EU豪とともに繰り返し懸念を表明している。EUは、2014年1月、ブラジルに対してWTO協議要請を行った(2014年版不公正貿易報告書)。 ・2014年の憲法改正により、1967年に開始したマナウス・フリーゾーン(Zona Franca de Manaus - ZFM)(当初30年間の時限付)は、さらに2073年まで継続へ。 ・2015年1月30日、財務省は暫定措置令668号を發布して、輸入製品に対するPIS/PASEPおよびCOFINSを、現在の平均9.25%(PIS/PASEPが1.65%、COFINSが7.6%)から、11.75%(PIS/PASEPが2.1%、COFINSが9.65%)に引き上げ、2015年5月から実施する。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1999年8月より自動車製造業者は、部品納入業者に対する間接税、IPI(工業製品税)の支払が免除されている。一方、部品製造業者は原材料の輸入に対し、IPIを支払わなければならなかったが、2001年4月法改正がなされ、自動車部品製造業者もIPI支払が免除された。 ・輸出業者にIPI税支払から、社会保険料(PIS/PASEP/COFINS等)の一部を控除する大統領令(EO)を承認し、2002年9月11日、立法化(Law n.10276)されて官報公示された。 ・サンパウロ州のICMS(商品流通税)が業種によって引き下げられた。 ・2003年12月、憲法修正第42号は、物品及びサービスの輸出にはICMS税が課されないと規定した。一方、物品及びサービスの輸入にはCOFINS税等の社会保障拠出金税が課されると規定した。 ・2004年1月16日付大統領令第4955によって一部機械製品に対するIPI税を引き下げた。 ・2004年8月6日付政令5173号により、特定の機械製品及び資本財に対するIPI税が引下げられた。 <ul style="list-style-type: none"> －大統領令4955号別添及び第1条のIの製品:2% －政令第5173号第2条の製品:6% ・2004年9月に発表された投資奨励を目的とする「Invista Ja」により、 <ul style="list-style-type: none"> ①新規設備投資に対する税制優遇措置の供与、 ②PIP税及びCOFINS税還付適格企業の期間を4年から2年に短縮、 ③機械の減価償却期間の短縮の特別優遇措置が受けられることになった。 ・2005年6月以降、生産財(工作機械等)の一部品目について工業製品税(IPI)が撤廃された。 ・2005年12月、政令第5.629号及び5.649号が公布され、輸出企業による資本財購入制度(RECAP)に参加する企業が国内市場で輸出品を購入したり、新たな資本財(機械、装置、機器、設備)を輸入する場合に、PIS/PASEP税及びCOFINS税の支払いが免除される事になった。ただし、RECAP参加企業の適格要件は、①年間売上の80%以上を輸出が占めていること、かつ②上記80%基準を3年間維持することに同意すること。なお、マナウス保税区については、2005年12月、政令第5.628号が公布され、新たな資本財の輸入に対してPIS/PASEP税及びCOFINS税が免除された。 ・マナウスーリオデジャネイロ州間の協定の一環として設けられたリオデジャネイロ州の共通倉庫を利用して、商品流通サービス税(ICMS)を製品の販売時に支払うことが出来る。 ・2003年から2005年にかけて、税制優遇措置がだされているので、その中に時計に関する優遇措置があるかどうか、詳細を調べる必要がある。 ・2011年12月から一部輸入車へのIPI増税措置が導入され、輸入依存の大きい企業は販売実績に悪影響が出ている。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2012年5月12日、10月末まで時限措置として一部自動車へのIPI引き下げ措置が実施されたことにより、自動車販売台数が増加した。 2012年末に輸入車等に係るIPIの30%ポイント引上げ課税が終了することから、自動車に対する工業製品税(IPI)の軽減措置については、後継スキームとして2013年から2017年まで適用される措置として、R&D等、一定の資格を満たす企業について、国産部品等の購入額に応じ、IPIを最大30%ポイント免除するとともに、更にR&Dへの投資目標を達成する場合には更にIPIを2%ポイント免除。 2012年10月、ブラジル政府は経済刺激策の一環として、自動車購入時の減税の10月末終了予定を12月末まで延長すると発表。 		
	ベア工 自動部品 日機輸	(3)	特異で不合理な移 転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルは移転価格算定方法として、OECD諸国が認めるComparable Profit Method(CMP)や Transactional Net Margin Method(TNMM)を認めていない。 代わりに、3つの方法を認めているが、子会社が親会社から部材を輸入する場合、①独立価格比準法(PIC法)と②原価基準法(CPL法)は、適用が難しく、③再販売価格基準法(PRL法)を採らざるを得ない。 この場合、子会社は事業分野別の利益率(機械部品の場合20%)を利潤相当額として再販売価格から差し引き、その金額を独立企業間価格とみなすことになるが、これは実態とかけ離れている。 年間の全体の取引に於ける収支に基づいて利益の移転を判断するのではなく、輸入アイテム個々に、個別に一定の利益を確保することを規定されるブラジルの移転価格税制は、輸入販売を行う上で、ビジネスチャンスを増やす機会を狭める。 出資比率が10%以上の会社との取引も対象になってしまう等、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、多大な事務負担を要求されている。 また、業態や取引の特性に関係なく一定の高い利益率を要求する手法が採用されており、他国で行っている取引であっても、ブラジルでは採算が取れずに諦めざるを得ないものがある。 出資比率が10%以上の会社との取引も対象となるため、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、事務作業が煩雑。 コモディティの輸出に適応されるPECEX制度がOECDで採用されている移転価格税制と異なり、事務作業が煩雑。また、PECEX法の運用(Normative Instruction)があいまいなため、税務リスクを強いられる。加えて、税務上の価格決定タイミングが限られており、実際の取引価格と異なるケースが多く、手続きが煩雑かつ価格変動リスクを強いられている。 当該関連者の果たす機能・負担するリスクにかかわらず、法令で定められている利益率を確保するよう価格を設定しなければならない一方、日本の観点からはブラジル法人の機能・リスクや無形資産の状況に鑑み、ブラジル法人に適正な所得が配分されるよう価格設定をしなければならない。 OECDが認めているTNMM法を認めておらず、再販売価格法(RP法—PRL20やPRL60)が適用されることなど、他の各国との相違点が多い。したがって、日本の本社による子会社全体の一律のコントロールが不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> OECDモデルに準拠した制度にして欲しい。 アイテム個々の利益に基づいてではなく、企業として年間の取引全体で一定の利益が確保されていれば、移転価格税制に抵触しないというように法を改めて戴きたい。 左記以外の点においても国際的な標準モデルであるOECD移転価格ガイドラインとは大きく異なる制度になっている為、ガイドラインに準拠した制度に見直して頂きたい。 OECDモデルに準拠した制度にすべき。 現行制度の運用を続ける場合は明確かつ現実の取引を反映した制度にすべき。 日本やOECDガイドラインが適用を可能としている取引単位営業利益率法(TNMM)や利益分割法(PS法)といった利益を基準とした移転価格算定方法を追加してほしい。 簡単ではないことは承知しているが、OECD移転価格ガイドラインに準拠するよう、政府として働きかけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル移転価格税制 1996年法律9430/96号連邦税務局からの基本通達 9.430/96 12.715/12 12.766/12 1.312/2012 ブラジル連邦国税庁施行細目通達243号第8条、第12条、第13条、第23条、第24条、第25条および第26条 Article 23/Law 9.430/1996 Law 12.715/2012 税務当局からの移転価格税制に関するNormative Instruction
	JEITA					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(参考)</p> <p>・2019年10月17日、経済産業省(METI)とブラジル経済省(MOE)は、ジャパンハウス(サンパウロ)において第13回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会(貿投委)を開催した。アビジャオジ理事からは、2019年7月に第22回が行われた日伯経済合同委員会のこれまでの経緯や日メルコースルEPAの重要性の他、日伯投資協定、両国の生産チェーンを統合する相互認証制度、二重課税防止協定の見直しなどがブラジル経済合同委員会では指摘されており経済省で検討を重ねていることを述べた。</p> <p>(対応)</p> <p>・1996年法律第9,430/1996号によりブラジルが移転価格税制を導入した。その後、改正を重ねている。</p> <p>・ブラジル日本商工会議所は、2006年、ブラジルの移転価格に関して、以下の4点の重点改善要望を行っている。</p> <p>①業界ごとに異なる利益マージン比率の適用</p> <p>②製品(部品)一点ごとの税率計算から製品群・グループごとの計算への変更</p> <p>③為替相場(前提レート対実績レート)の差異を容認する柔軟性整備</p> <p>④APAの整備</p> <p>その結果、③の輸出については特例が認められた。</p> <p>・2007年12月26日、財務省は、対諸外国通貨のレアル高の影響を緩和する目的で、暦年2007年度の輸出品移転価格決定の調整メカニズムを定めた規則(Portaria)第329号を公布した。</p> <p>・輸入取引の場合、原価加算法(CPL)での20%マージン規定がある。製造コストに租税公課を加えたものの20%までの利益率しか認めず、現地法人は十分な輸入価格の設定ができない。</p> <p>・2009年9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で、硬直的な利益率の設定やAPA開催などの問題点、要望を具体的に提起。これを受けた形で12月30日、移転価格税制に就き、輸入品に関する再販売価格基準法に於いて部品・材料に適用される極めて高い利益率の見直しがなされるなど、一部改正あった。</p> <p>・再販売価格基準法のマージン比率の変更など、移転価格税制の一部改正の実施を目指した暫定法は、正式な法律となるための国会審議が2010年6月1日までに行われず、廃案・失効となった。しかし、政府は同じ内容の暫定法を再び国会に提出する構えとのことである。</p> <p>・2012年11月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で、日本側からブラジルの移転価格税制の問題について改善要請が行われた。</p> <p>・2012年、ブラジル連邦歳入庁規範的指針第1/2012号、暫定措置第563/2012号(後に法律第12,755/2012号に転換)、規範的指針第1,312/2012号および法律第12,766/2012号によりPRL法における利益率の製品別化といった移転価格税制全般に影響を及ぼす改正をした。</p>		
	JEITA 日機輸	(4)	高い粗利率による みなし利益課税	<p>・ブラジルの移転価格税制は96年法の令9430号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。</p> <p>納税者側の主張は、</p> <p>①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。</p> <p>②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。</p> <p>③APA(Advanced Pricing Agreements)事前問い合わせ制度を設ける、等であったが、暫定563号(2012年4月)で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%~30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI(ブラジル工業連盟)、FIESP(サンパウロ州工業連盟)、ELETROS(ブラジル家電協会)を通じ、企業側の要請が行われる見通し。</p> <p>(対応)</p> <p>・輸入取引の場合、原価加算法(CPL)での20%マージン規定がある。製造コストに租税公課を加えたものの20%までの利益率しか認めず、現地法人は十分な輸入価格の設定ができない。</p>	<p>・不当に利益操作をしているのではないかと の調査、反論、立証というプロセス無しの 機械的な課税方針には納得できない。</p> <p>・一部粗利率の見直し: 例:DSC40%を20%へ訂正して欲しい。デ ジカメの40%のマージンは高すぎる為。</p>	<p>・移転価格税制 ・法令9430(1996年) ・法令12715/12(2012年9月)</p>

※經由団体:各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				・2013年10月に開催した第1回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会において、日本側は移転価格税制について各製品の税率算定基準の明確化等の要請を行い、専門的な議論の場を設けることを決定した。(2015年版不公正貿易報告書)		
	日鉄連	(5)	移転価格税制の比較可能取引価格の不明確	・輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格(税引き後)の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない、若しくは国内での取引がないケースがある。	・国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。	・ブラジル法律 9.430/96
	日機輸	(6)	税金還付の困難・遅延	<p>・納税した IPI の還付手続きは法的に可能であるが、申請しても還付手続きがされない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2009年9月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて本件具体的に問題提起し、伯側の理解を得た。</p> <p>・2010年5月5日、財務省と開発商工省は、自動車部品などの輸入が増加していることを受けて、産業競争力強化に向けた輸出時の間接税還付の迅速化などのインセンティブを発表した。</p> <p>・2010年5月5日、ブラジル財務省は企業の輸出を拡大するための一連の措置を発表した。その一つとして、所定の要件を満たす輸出企業に対してブラジル連邦歳入局(FRA)が行う税額控除の還付を迅速化させるというもの。輸出企業に対する社会統合基金・公務員厚生年金(PIS/PASEP)、社会保険融資負担金(Cofins)、工業製品(IPI)税の控除の50%の還付は、企業が必要書類を提出してから30日以内に完了する。現在、FRAが税額控除の還付手続きを完了するまでに最長5年間かかっている。</p> <p>・ICMSは商品の輸入、流通、通信、運輸サービスなどに課税される。ICMSの税率は州内取引と州をまたぐ取引が異なっているため、その差額がクレジットとして輸入者において累積する。ICMSクレジットの還付が時間がかかる場合や、サンパウロのように還付請求が法的に禁じられている場合(サンパウロ州法 6.374 の 45 条)がある。</p> <p>(改善)</p> <p>・数年前に輸入したものを輸出する場合、輸入の際の PIS/Cofins 等の間接税の免税制度が定められ、2010年より国内の仕入に際しても同様の免税制度が導入された。</p>	・還付の迅速化。	・連邦憲法 ・一般税法
	JEITA 日機輸 日商	(7)	曖昧な欠損処理規定	・欠損による Tax Loss の規定があいまいでなかなか使用できない。	・Tax Loss 使用定義明確化。	・法人税法
	日機輸	(8)	ICMS 課税の不合理	・原材料仕入時に ICMS(18%)を支払いクレジットする一方、販売時は海外向けでは免税、国内向けでも特定産業への減免措置がある為、ICMSの回収が進まない。還付は制度上認められていない為、州政府に免除特例申請をする必要があるが、政治・経済情勢に左右され、審査に時間がかかる上、累積実績の証明が必要となる為、投資判断段階では特例が認められるか判断がつかない。尚、連邦間接税の PIS・COFINS も同様に輸出免税による累積問題あり。	<p>・間接税制度の抜本的見直し。輸出還付制度を整備すると共に、特定産業に対する恩典により生じる税率の歪みを解消すべき。</p> <p>・特例を残す場合も、基準を明確化し、審査過程をなくして迅速に手続きすべき。</p>	・ブラジル税法
	日機輸 フル工 自動部品	(9)	州ごとに異なる ICMS 課税の煩雑	<p>・物品の購入、販売時に間接税が課税される差額納税方式であるが、ICMS(流通税)という間接税は、他州へ販売する場合税率がサンパウロ州で物品を輸入製造時は18%であるが、他州へ販売するとき税率が4%となり税金の回収が困難な状態となり、資金繰りが悪化する。</p> <p>・製品の出荷に当たって、客先に直接納入するケース以外にも、Tier1を経由するケースがある。この場合、出荷に当たって州をまたぐ毎に課税される事がある。</p>	<p>・税率の統一。</p> <p>・活発な経済活動の阻害要因になるので、税制の見直しをお願いしたい。</p>	<p>・artigos 28-A, 28-B e 28-C da Lei 6.374, de 1º de março de 1989</p> <p>・パラナ州税法</p> <p>・サンパウロ州税法</p> <p>・ブラジル国税法</p>
	JEITA 日機輸	(10)	貸倒の納税額償還制度の不在	・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。	・和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 JEITA 日機輸 電線工 JTA	(11)	頻繁な税制改正による不透明とコストアップ	<ul style="list-style-type: none"> 複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きいこともさることながら、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務コストの負担も余儀なくされている。 頻繁な税法の変更が Invoicing, Distribution Process などに影響を与える。 頻繁に税制が変わる。 複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きく、また、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、多大な税務コストの負担が余儀なくされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革(税制の簡素化)。 企業のビジネス活動を考慮した税法改定して頂きたい。 税制の整理統合・簡素化・軽減化。 税制の見直し、簡略化。 	<ul style="list-style-type: none"> コロンビア税法第 292 条第 2 項 コロンビア税法運用規則第 23 条第 3 項第 4 号 各種税法 各種法律
	JEITA 日機輸	(12)	売上を課税ベースとする給与納税制度	<ul style="list-style-type: none"> 法令 12715 号(2012 年 9 月 18 日発行)55 条により業種によっては従来の給与額 20%に対し売り上げの 1%で納税する制度への選択が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 給料付帯経費の負担低減。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令 12715 号 55 条(2012 年 9 月 18 日発行)
	日機輸	(13)	納税不要製品への納税要請	<ul style="list-style-type: none"> 通関時に自動車部品は工業製品税 (IPI) が不要であるところ、通関より納税を要請されていた。部品の説明資料を作成することで、税金の納税要請はなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> IPI 納税要請の理由の説明が欲しい。 また、不要である場合の手続きを明確化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年 IPI 税率表 (TIPI) TABELA DE INCIDÊNCIA DO IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS https://guiatributario.files.wordpress.com/2016/12/tipi-20171.pdf
	日機輸	(14)	税法上の恣意的な徴税	<ul style="list-style-type: none"> (政府の財政悪化に伴い税務当局への圧力が増しているのか)税法上の観点から妥当性を欠いた請求が発生しており、それに伴う手続き費用(弁護士費用含む)を強いられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 徴税の適正化。 	
16	雇用 JEITA 自動車部品 中小企 日機輸 日商	(1)	代表者・駐在員のビザ取得の居住要件、資本金要件	<ul style="list-style-type: none"> 代表者はブラジル居住者、又は外国人の場合は永住ビザを有する者に限られ、temporary ビザの者は認められない。駐在員として永住ビザを取得するためには中央銀行に登録された USD200,000 の資本金が必要、又は USD50,000 の増資と最低 10 名の追加雇用が必要となる。Temporary ビザは 2 年と限定され、その取得が難しくなっており、新許可も得にくくなってきている。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジルで 4 年間にわたり一時ビザで就労した者は、永久ビザへの切替を申請することが出来る。 非居住者の永住ビザ取得費用は、2011 年に法令 95/2011 により 60 万 R\$に変更。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規設立で会社設立後 2 年以内に新規雇用を 10 人以上創出した法人または個人が投資する場合、最低 5 万ドル以上の投資につき 1 名の永住ビザが取得できることになった。(国家移民局 2004 年 10 月 6 日付決議第 60 号) 	<ul style="list-style-type: none"> 永住ビザ取得条件の廃止。 取敢えず法務省裏書きの住民票とパスポート・コピーで代表取締役の必要書類とする(日本の場合と同様)。 現地就業後の RNE(外国人登録証)変更申請の簡略化。 	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル移民局規定 94 年 7 月 29 日付決議文第 27 号 Resolucao Normativa 10 CNI (97 年 11 月 11 日付) 法令 95(2011 年 8 月 19 日にて CNI が発効) 法令 99(2012 年 12 月 19 日にて CNI が発効) 決議文第 27 号

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸 日商 JEITA 自動部品 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸	(2)	ビザ発給の遅延・取得難	<p>・日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期(テンポラリー)ビザ及び長期(パーマナント)ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。</p> <p>・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない(実働10日間以上)。</p> <p>・外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者・出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。</p> <p>90日間有効のビザ(業務出張用)－期間が短すぎるが－の場合、発給に申請後約1週間、査証料金10,400円(領事館手数料 Consular feeとして)かかる。(米国からブラジル向けのビザは5年間有効)</p> <p>・外国人就労者に対して、ビザ(パーマナント・テンポラリー)取得まで半年程度を要する。</p> <p>・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り)。</p> <p>・短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。</p> <p>・短期ビザを永住ビザに変更するためのプロセスは4～6ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の2ヶ月前にしかできない。</p> <p>・ビザの発給に時間がかかり(2～3週間)、緊急の出張に対応できない。</p> <p>・ビザの発給手続きが極めて官僚主義的で、手続きには時間が掛かる。</p>	<p>・ビザ取得の簡素化・スピード化、各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。</p> <p>・ビザ取得手続きの改善。</p> <p>・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。</p> <p>・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。</p> <p>・米国並のビザの発給の迅速化。</p> <p>・有効期間の長期化。</p> <p>・ビザ取得の簡素化・スピード化。</p> <p>・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。</p> <p>・手続の早期化を要望。</p> <p>・変更手続きを6ヶ月前に申請できることを要望する。</p> <p>・ビザ取得の簡素化・スピード化。</p> <p>・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。</p> <p>・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。</p> <p>・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。</p> <p>・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。</p>	<p>・入国管理法</p> <p>・Lei No.6815/80 16条</p> <p>・移民審議会(CNI)決議100号</p>
				<p>(対応)</p> <p>・公社民営化に伴い、欧州系企業等の技術者派遣が急増しており、ブラジルの労働組合および失業者から反発が強まり、政府は国内労働者保護方針を強めている。</p> <p>・外国人技術者導入の条件は、高度技術を有することの立証とそのノウハウを期間内にブラジル人技術者への移転。</p> <p>・2002年7月19日付規範決定53号により、ブラジル企業に対して技術アフターサービス提供のために、90日間までの定まった期間(延長不可能)来伯する外国人に対して労働許可及び査証給付が認められた。また、緊急事態発生時には、各領事館の裁量で同一外国人に対して90日間に1度のみ30日間の期限付きでテンポラリー査証が延長不可能条件で給付できるとされている。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2003年8月27日付規範決議55号により、技術アフターサービス関係の90日間の緊急査証が規定されるようになり、また、30日間の緊急査証がブラジル領事館により発給が再び認められるようになった。 2009年9月に開催された第2回日伯貿易投資促進合同委員会にて日本側より労働ビザ取得の問題提起、伯側から一定の理解を得た。 2012年1月1日から日伯商用査証の運用を開始。 2012年11月、第6回日伯貿易投資促進合同委員会において、日本側からブラジルのビザ問題について改善要請が行われた。 ブラジルの商用査証の有効期限が3年間に変更。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年後半から電子申請方式に代わり、申請から許可までの工期が短縮された。 		
	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(3)	短い入国ビザの有効期間	<ul style="list-style-type: none"> 入国ビザの期間が3ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、<u>出国時にも有効である必要があるため、非常に使いづらい。</u> 現在の法令によると、ブラジル滞在期間が30日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請することができるが、普通の場合はできない(労働許可証は不要)。 ビザの有効期間は60日のみ(米国から)、韓国はビザなしで入国可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ビザ期間延長。 ビザ取得の早期化。 ビザ取得手続きの改善。 緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 入国管理法 Lei No.6815/80 16条 移民審議会(CNI)決議100号
	JEITA 日機輸	(4)	商用査証の有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル商用査証の有効期限が3年間に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ビザ発給の迅速化。 有効期限の長期化。 	<ul style="list-style-type: none"> 入国管理法 Lei No.6815/80 16条 移民審議会(CNI)決議100号
	JEITA 日機輸	(5)	外国人登録手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> RNE(外国人登録書)登録・変更の申請が予約制で、予約に時間がかかる。 		<ul style="list-style-type: none"> RNE登録処理 Lei 6815/1980(法令) Lei No.6815/80 16条 入国管理法 移民審議会(CNI)決議100号
自動部品 日機輸 日機輸		(6)	労働者過保護の労働法制	<ul style="list-style-type: none"> 労働者保護の色彩が濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。 年間30日の強制休暇に加え、労働者保護の法的条項が数多くあり、更に、インフレ調整加算名目での強制昇給制度もある事から、労務コストが高んで行くと共に、些細な事でも将来の労働裁判リスクに晒される可能性がある。 ブラジル労働法とマナウス工業団地の組合協定により、雇用にあたるコスト(給与/福利厚生)とリスクが非常に高い。<u>連続30日の有給休暇取得義務、三食支給、など。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 企業競争力低下を防ぐために、税金・社会負担金の減少や給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。 2017年にブラジル統一労働法が改正され、幾つかの点に関しては改善されると期待するが、労働者過剰優遇という点は変わっておらず。会社と従業員の双方が納得できる様な適切な労働法への改正を期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働法 ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEIS DO TRABALHO) 憲法7条13項 総合労働法58条 総合労働法130条 ブラジル統一労働法 労働組合

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国金属労働組合連合会は、2000年7月、下院議長に対し、週36時間労働を唱えて一部企業をターゲットに散发ストを行っている。時短要求の根拠として生産性上昇を挙げている。 ・2001年12月、労働法の規制緩和法案(法案第5845号)が下院を通過した。同法案は、とくに労働者の権利の一部を修正することで、労使関係に対してより柔軟性を与えることを狙いとしている。 ・2001年の国内給与生活者の平均年収が3.9%低下し、3年連続前年を下回り、2001年1月の失業率が6.8%(2000年1月5.7%)へと増加した。 ・2002年2月、右派3労働組合団体は、労働大臣に対して、失業保険支給を現行3ヵ月～5ヵ月から最高8ヵ月まで延ばすことを要望した。 ・労働省集計によると、1999年までの過去4年間に労使交渉がストなどの実力行使から労働協定の締結が70%に増加したことに見られるように、労使間の話し合いによる合意成立を重視する方向があるとしている。 ・2001年、2002年と低経済成長が続き、IGBE発表によると、公式失業率は、2002年11月:7.1%、就労者の平均収入が2002年9月まで21ヶ月連続減少した。(2003年6月の全国6大都市圏の失業率は13%に上る) ・2003年5月、ルーラ大統領は労働法を改正する法案第5483号の取り下げを要求し、2004年議会で承認されて同法案は取り下げられた。 ・政府は、2003年以降、労使、政府代表による労働法改正に関するフォーラムを設置して、議論を行ってきているが、労働法改正作業は、政界、労使、学会の意見の対立が激しく、3中央労組がフォーラム脱退を宣言するなど頓挫している。 ・リアル高下、2006年4月より、最低賃金が350リアルに13%引き上げられた。 ・世界銀行による投資環境調査において、勤続期間補完基金(FGTS)の廃止・労働者への手厚い保護を修正するための労働法改正の必要性を指摘している。 ・ルーラ労働党政権で、統合労働法改正と組合法の改正を公約としていたが、経営者団体と二大中央労組との対立が厳しい状況にあり進展していない。 ・世界銀行”Doing business in 2006”で、雇用・解雇の容易さでブラジルは155カ国中144位にランクされている。 ・最低賃金が2008年3月1日から415リアルに引き上げられた。引き上げ率は9.2%で、2007年の8.6%を上回った。 		
	<p>JEITA 日機輸 日商 日機輸</p> <p>JTA</p>	(7)	労務費の高騰	<ul style="list-style-type: none"> ・労働費が高い。また、銀行に勤める従業員に8時間以上の労働をさせてはいけないという法律(1943年3月1日に制定)。繁忙期に残業にて対応できないため、通常時においても余剰戦力が必要。 ・各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の2倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務付けられる一方で、給与の引き下げが原則禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。 ・各種社会保険法により企業の負担する人件費が膨大になっている。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金は毎年引き上げられる。改定率は引き上げ前12ヵ月間のインフレ率と、前々年のGDP成長率(つまり2013年は2011年の成長率2.7%が基準)をベースに算出している。この算出方法は2011年2月25日付法令12382号で定められており、インフレ率は原則として、ブラジル地理統計院(IGBE)が公表している全国消費者物価指数(INPC)を採用している。 ・最低賃金が2008年3月1日から415リアルに引き上げられた。引き上げ率は9.2%で、2007年の8.6%を上回った。 ・2012年1月から連邦最低賃金が名目ベースで14.1%引き上げられた。 ・2013年1月1日から、連邦最低賃金が名目ベースで9.0%引き上げられた(月額622リアル(1リアル=約42円)→678リアル) ・ジェトロが2012年10～11月に行った「第13回中南米日系進出企業経営実態調査」では、在ブラジル日系企業(有効回答数141社)に対して現在直面する経営上の問題を複数回答で尋ねたところ、75.1%が「労働コストの上昇」を挙げ、現地日系企業経営者にとって最も頭を悩ませる経営上の問題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の撤廃。 ・構造改革(過剰な労働者保護の見直し)。 ・労働者保護の労働法が改定されたので、その実効性に期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法 ・ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEITS DA TARABALHO) ・憲法7条13項 ・総合労働法58条 ・総合労働法130条 ・各種社会保険法 ・決議文第27号 ・Law 13467/2017

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				・拡大消費者物価指数(IPCA)は2011年後半から下降線をたどり、2012年6月には4.92%まで下がった。その後漸増傾向にある中、2013年1月には6.15%と6%を超えた。特に基礎生活用品パッケージのインフレ率は年率10%以上とされ、低所得者層に影響を与えている。		
	JEITA	(8)	給与の下方硬直	・年間のインフレ率(%)に合わせて、給与額も無条件で毎年上げないといけない。 ※出張手当の額を組合にて規定されている。	・労働法以外に組合で規定されたルールが多く、大きなコスト負担増となっており、各企業に運用を委ねてほしい。	・労働法 ・各種社会保険法 ・組合規定
				(対応) ・団体交渉の労働協約による場合を除き、減額することはできない。		
	日機輸	(9)	労働訴訟の多発	・労働訴訟が多く、直接雇用関係に無い労働者から訴えられるケースも多々あり、 予防策が取れない。	・過剰な労働者保護の見直し。	・労働法 (CLT) ・CLT(Decreto-Lei 5452/1943) (労働法・大統領令) ・統合労働法 1943年5月1日付大統領令第5452号 477条~491条 ・各種社会保険法
				(対応) ・労働者と雇用者の間に合意がない場合、ブラジル労働法が適用されるとする労働法典第618号を修正する法案第5843号が下院を通過し、上院の審議待ちである。 ・労働裁判所での訴訟件数は毎年増加し、2004年の労働者高裁の判決件数は218万件に上り、地方労働裁判所24ヶ所の判決件数合計は1990年-2004年の間に約3倍増加した。 ・2004年、労働訴訟の迅速化を計るため、最低賃金の40倍の額までの労働訴訟を扱う簡易手続が設けられた。 ・ブラジルの労働法は雇用契約の権利義務について詳細に定め、解雇や雇用条件に関する交渉について制限的である。また訴訟提起の際に、従業員に訴訟費用負担が要求されない。裁判において雇用者側に立証責任が課される。 ・ブラジルの労働法 (CLT) は原則として、労働者は雇用者に対して社会的弱者であるという認識で、労働者を保護する趣旨で定められている。		
	JEITA 日機輸 日商	(10)	業種別労働組合への強制加入	・労働法により従業員は職種別・業種別の労働組合への登録を義務付けられる。 ・サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定される為、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。小規模事業所において社員間に異なる基準ができる、社員間の不満、労働クレームの原因になる。		・労働法
	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(11)	現地人雇用義務	・給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない為、小規模事業所では成立しにくくなる。 ・現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。	・労働法の改定。 ・労働法の改定。	・法令 5598/2005年
	JEITA 日機輸 日商	(12)	派遣社員の使用期間制限	・派遣社員の使用期間が最大9ヶ月しか認められない。景気の変動が大きく人件費が高い国で、労働力の調整が困難(スキルのあるウオーカー、単純作業以外)。		・暫定措置 2076-32 ・条例 789/14
				(対応) ・2001年5月より、部分労働の名称により6ヶ月間以内に限定して一時就労を許可。		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 日機輸	(13)	硬直的な有給休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇の取得制度が硬直的。年間30日の休暇で一回10日以上連続取得で年2回の取得しか認められない。休暇中の人の手当てやコスト等が小規模では対応できない。 ・年間30日の有休休暇があるが、休暇取得時に Allowance を支払わなければならない。 ・有給休暇の最低連続取得日数と取得方法が決められており、柔軟な客先対応が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の撤廃。 ・有休休暇取得の権利を有するのは理解できるが、休暇取得時に Allowance まで支払わなければならないのはコスト負担になるので、このような法は廃止して戴きたい。 ・労働生産性の向上を目的とした労働法の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法 ・ブラジル統一労働法第134条 ・決議文第27号 ・129 ・149 ・Law 13467/2017 ・6019/74 ・8036/90 ・8212/91 	
	日機輸	(14)	有期雇用の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。 		
	日機輸	(15)	解雇の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務態度や仕事に問題があり解雇する場合でも、勤続年数補償基金(FGTS)の割り増しが必要になるなど、企業にとって解雇しにくい仕組みになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上を目的とした労働法の改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6019/74 ・8036/90 ・8212/91 	
	日機輸	(16)	組合との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務時間振替制度(時間貯蓄銀行: Banco de Horas)、年次有給休暇期間、在宅勤務の可否等については労働組合と交渉可能であるが、超過勤務、休暇、給与、健康に影響を及ぼす夜間労働に対する割増手当については交渉事項とされていない。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間貯蓄銀行(Banco de Horas): 残業時間にかかる勤務時間振替制度(時間外勤務時間の振替制度、期間フレックスタイム制とも)ーブラジルでは、1998年制定法律9601条(LEI Nº 9.601, DE 21 DE JANEIRO DE 1998)によるCLT(統一労働法)第59条の改正をもって、「Banco de Horas」と呼ばれる従業員の就業時間の調節制度が導入された。2017年11月に法律第13,467/2017号が施行され、ブラジル統一労働法が74年ぶりに改正された。 ー時間外勤務手当の支払いに代えて就労時間の削減に充てられる制度。従前は、これを行う場合には労働協約での同意が必要であり、時間外勤務時間の残高は1年以内に充当する必要があった(1年を超えた場合にはさらに50%加算して支給が必要)。新制度では、労使同意のみでこの振替が可能になり、制度運用の柔軟性が向上。 ー残業時間の勤務時間への振り替えを半年以内に行う場合には、企業組合と労働組合の間での団体協約、または企業と労働組合の間での団体協定を必要とせず、労使間の合意があればよい。 ー法律第9601号および暫定規則第1709号 各年に、生産やサービスの浮動に応じて、労働時間を調整/期間中、労働時間縮減による賃金削減はないが、労働時間延伸に伴う超過手当もなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の理解と執行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法 ・Labor Law 	
	日機輸	(17)	アウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の要件を満たしていれば、会社の主要な活動についてアウトソーシングサービス会社を雇うことが可能だが、それは特定の人の雇用ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の理解と執行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法 ・Labor Law 	
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の法整備は進んでいる状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。 	

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルで海賊版・不正輸入問題が多い理由として、高率の税金が挙げられ、正規の輸入品が海賊版の価格の倍以上になるが、政府は若者を主として海賊版不買キャンペーンを実施している。 ・2004年12月、ブラジル政府は、官民合同の海賊版・知的財産侵害対策会議(CNCP)を設置して、模倣品海賊版対策についての戦略を策定している。 ・2008年に中南米における現地日系企業の業種横断的な知的財産保護活動である“中南米IPG”を設立して、主にブラジルを中心として現地日系企業間の情報交換及び現地政府との交流を進めている。 ・ブラジル模倣品・海賊版対策協会の推計によると、2009年におけるブラジル企業が被った模倣品・海賊版による被害総額は約200億ドルに上り、うち医薬品52.5億ドル、部品30億ドル、ソフトウェア22.5億ドル、たばこ20億ドル、燃料20億ドル、電化製品18億ドル等となっている。 ・UATRは、『2010年スペシャル301条報告書』で、ブラジルを引き続き監視国に指定し、「ブラジル政府は、著作権侵害・模倣品問題への具体的な対策を講じ、執行措置を強化しているが、水際措置が甘く、抑止力のある刑罰の実施が不十分であるのに加え、著作権侵害・模倣品問題は依然として深刻な状態にある」としている。 ・2009年以降、日伯貿易投資促進合同委員会の下に知財ワーキンググループが設置されており、日本側は伯側に模倣品の流通ルートなどを示し、取り締まり強化を要請している。 ・ブラジルにおいては、産業財産権侵害罪についての刑事手続きは、権利者自らが捜査・起訴を主導しなければならない。刑事手続きについては、同一性商標の侵害だけでなく、類似商標やラベルによる侵害も刑事罪の対象となる。裁判管轄は、侵害行為地の州裁判所。 ・2016年10月13日、BRICS(ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ)貿易相は、BRICS首脳会議(2016年10月15～16日開催、於:インド・ゴア)に先立ち、貿易投資に関する第6回BRICS貿易大臣会合を開催(於:インド・ニューデリー)し、相互の経済統合促進で一致した。非関税措置への取り組み、製品規格の開発、シングルウィンドウ通関、知的財産保護協力、サービス、中小零細企業対策、電子商取引、BRICSのWTOやG20における連携等の分野で緊密な経済協力を目指す。 		
	日機輸	(2)	特許侵害製品の輸入差止規定の不備	<p>・税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。</p> <p>特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。</p>	<p>・特許侵害製品も積極的に輸入差し止めしてほしい。</p>	<p>・産業財産法198条</p> <p>・「ブラジルの知的財産制度」日本知的財産協会</p>
	日機輸 JEITA 日機輸 製薬協	(3)	特許出願審査・権利化の遅延	<p>・特許権利化までに平均で8～9年かかる。特に、電気・電子分野では出願から10年を超えるケースもある。</p> <p>2017年8月にパブリックコメントが求められたバックログ解消案(簡略化された手続きによる滞貨一掃案)など、バックログ解消に向けた取り組みが検討されているが、権利化に要する期間は依然として長い。</p> <p>・ブラジルにおける特許や実用新案の審査の期間は10年以上と、他の新興国と比較しても非常に長く、ライフサイクルの短い製品について実質的な知的財産保護を得ることが困難となっている。</p> <p>・ブラジル特許庁(INPI)は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ(PPH)パイロットプログラム開始や、実体審査を行わない簡略化された手続(simplified procedure)の検討等、特許出願のバックログ解消を図っているが、いずれも医薬品分野の特許出願は対象外である。ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録が常態化しており、改善を求めたい。</p>	<p>・審査官を増やしていただきたい。各種セミナーによると、審査官を増やし、バックログを減らす施策を講じているとのことなので、その目論見通りに、権利化までの時間が短縮されることを期待する。</p> <p>・他国との審査協力の促進などにより、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。</p> <p>・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。</p>	<p>・審査運用</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(4)	早期審査制度の利用条件の厳格	<p>・早期審査を要請するためには、下記のいずれかを満たす必要があるため、使いにくい。</p> <p>①出願人が個人で、60歳以上の場合。</p> <p>②出願人の許可なしに第三者によって発明が利用されている場合。</p> <p>③登録特許が財源取得の条件になっている場合(証拠が必要)。</p> <p>(参考)</p> <p>・Resolution 132/2006 (http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389)</p>	<p>・企業が活用できるように、早期審査の請求要件を変えてほしい。例えば、対応外国での調査結果を提出したら早期審査を認めるようなルールができると、使いやすくなる。</p>	<p>・Resolution 132/2006 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389</p>
	日機輸	(5)	審査請求順に基づく審査着手の必要	<p>・出願番号順に審査が行われている。そのため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求された、出願番号の早い案件の方が先に審査される。</p>	<p>・審査請求が行われた順番に審査着手をしてほしい。</p>	
	自動部品	(6)	技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率上限規制	<p>・技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率において以下の問題がある。</p> <p>－INPIの審査期間が長く(直近の事例で、申請から認可が下りるまで約1年)、費用回収が滞る。</p> <p>－契約期間が原則5年で、更新もINPIの裁量次第で、かつ1回限りしか認められず、開発費用を回収できないリスクがある。</p> <p>－ロイヤルティ率の上限を一律5%とする運用がなされており、開発費用を回収できないリスクがある(Ordinance 436/58)。</p>	<p>・INPI 審査期間の短縮、契約期間一律規制、ロイヤルティ率の一律上限規制など、不合理な法規制および不透明な当局運用の撤廃をして頂きたい。</p>	<p>・Ordinance 436/58</p>
	JEITA 日機輸	(7)	知的財産情報の開示不十分	<p>・知的財産の権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。</p>	<p>・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。</p>	
	製薬協	(8)	医薬品関連特許の制限	<p>・特許対象として認められる医薬品関連発明を制限している。</p> <p>ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)により特許審査が行われ、INPIによる審査と重複審査が行われ、登録までに時間がかかる。</p>	<p>・産業財産権法8条に規定する特許要件を具備し、10条に規定する不特許事由に該当しない限り、特許を認めて頂きたい。</p> <p>・ANVISAによる重複審査をやめて頂きたい。</p>	<p>・ブラジル産業財産権法8条、10条及び第229C条</p>
	日機輸	(9)	ブラジル特許出願継続期間中の更新料(Renewal Fees)の支払い	<p>・ブラジル特許出願が継続している間は、更新料(Renewal Fees)をブラジル特許庁に支払わなければならない。年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、技術分野によっては存続期間内の多くの時間を審査されずに更新料の支払いを行っていることになる。</p>	<p>・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正してほしい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにしてほしい。</p>	<p>・工業所有権法令12章 第84条</p>
	日機輸	(10)	米伯間の特許審査ハイウェイ(PPH)の活用困難	<p>・米伯間の特許審査ハイウェイ(PPH)の対象は、最先の優先日が米国もしくはブラジルにおけるものに限られていることに加え、ブラジル側は石油、ガス等の分野に関する出願のみを受け付けるため、日本企業が活用しにくい状況にある。</p>	<p>・前者については、PPH MOTTAINAI (https://www.ipojp.go.jp/system/patent/s_hinsa/soki/pph/pph_mottainai.html) のケース2のように、JPを基礎とするUS出願の審査結果を活用することを検討してほしい。</p> <p>・後者については、対象とする技術分野の範囲を広げてほしい。</p>	<p>・http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PPH_MOU_and_Workplan_USPTO-INPI.pdf</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(11)	INPI-JPO 間の特許審査ハイウェイの時限制	<p>・2017年3月に発行された INPI-JPO 間の特許審査ハイウェイ (PPH) は、2019年3月31日までと時限的なプログラムとなっている。</p> <p>(参考)</p> <p>・日ブラジル間の PPH (2019年4月1日以降)</p> <p>2019年4月1日から、JPO と INPI は、新たに化学・バイオ分野の一部も対象として、PPH の試行をさらに2年間実施。これにより、日本から INPI への出願のうち、PPH 申請の対象となる出願は、約33%から約56%に広がる。</p> <p>< PPH 申請の対象となる技術分野 ></p> <p>INPI が受け付ける PPH 申請の対象となる出願の技術分野は、従前の IT 分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などが追加。</p>	・試行期間終了後も、何らかの形で審査促進を図る手立てを設けてほしい。		
19	工業規格、基準安全認証	フル工 自動部品	(1)	INMETRO 認証取得手続の煩雑・複雑	<p>・輸入貨物については出荷先の工場にて INMETRO をブラジル政府に申請、取得しなければならず、また輸入元はインボイスを元に輸入許可を事前に申請する必要がある。この申請から取得までのリードタイムが長い上、出荷内容が変更すると申請がやり直しとなるため出荷をフレキシブルに対応できない。</p> <p>・水インフラ事業において高精度の日本製水道メーターを導入することによる運営効率化を企図しているものの、水道メーターのブラジル国内における設置には INMETRO (一種の型式認定) 承認取得が必要であり、この手続きが煩雑・複雑且つ長期間 (半年以上) に亘ることに加え、審査基準の中には極めて特異なものが含まれており、日本メーカーの参入の妨げとなっている。</p>	<p>・INMETRO の登録申請制度の簡略化と輸入許可事前申請制度の撤廃。</p> <p>・水道メーター規制の合理化。</p>	
21	土地所有制限	日機輸	(1)	外資系企業の農地取得制限	<p>・外資規制により外国企業が農地を取得することは難しく、担保設定の際の手続きが複雑。</p>	<p>・土地所有制限の緩和、あるいは担保設定手続きの簡素化。</p>	<p>・2011年12月6日付け基本通達70号等</p> <p>・土地法</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	強い環境保護義務及び煩雑な手続き	<p>・鉱山開発において必要な許認可他国に比べて多く、手続きが煩雑。加えて、環境保護当局の審査に時間がかかり、円滑な事業を行えず、ブラジルの鉱業ポテンシャルを生かせない。短期間に空き地に生えた樹木にも保護義務が生じるため、土地の管理が煩雑になる。</p>	<p>・環境保護行政の業務円滑化。</p> <p>・合理的な環境規制の整備。</p>	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	行政手続の複雑・遅延	<p>・行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の事例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。</p> <p>・一般的に諸手続きに非常に時間がかかる。</p> <p>また、監査などにおいては担当者の権限が強く、担当者によって判断が異なるため、たびたび、前例のない指摘や矛盾のある対応により手続きが止まってしまう。</p>	<p>・構造改革 (過剰な公務員保護の見直し)。</p>	<p>・ブラジル労働雇用省規則等</p>
		日機輸	(2)	薬品等の許認可の遅延・高コスト	<p>・薬品等の許認可について関連当局の手続きに長期間を要し、Opportunity Cost が高い。</p>	<p>・化学品許認可の簡素化および迅速化。</p>	

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(3)	サービス、無形資産及び法人の持分変動を生成する取引における国際貿易に係る統合システム (SISCOSERV)	<p>・SISCOSERV(サービス、無形資産及び法人の持分変動を生成する取引における国際貿易に係る統合システム)は、サービスや無形資産に関連する公共政策を改善するために連邦政府によって作成されたオンラインシステムであり、税務調査などに関連したブラジルの国税庁などの官公庁によって使用される他の電子システムに情報を提供するもの。</p> <p>法人の場合、遅延、省略、不正確または不完全な情報に係る罰金： 即時の提示—期日経過後に情報を提供した場合、月 500レアルから 1500レアルまたは遅延の期間割合の金額を元に算出した金額。</p>	<p>・罰金の軽減と企業が登録する仮説の明確化。</p>	<p>・Law No. 12,546/11 ・Normative Ruling No. 1,277/12</p>	
	日機輸	(4)	裁判の長期化・高コスト	<p>・各種の裁判において結審までに多大な時間を要し、その間の係争費用が嵩む。また、係争期間が長期に亘るため、その間に訴訟金額がインフレ調整等で(名目値が)大きく膨らむ。</p>	<p>・司法制度の合理化および訴訟以外の解決を促進する制度設計。</p>		
	日機輸	(5)	特異な選定基準	<p>・高精度の日本製水道メーターのブラジル国内での展開・販売を企図しているが、州水公社の選定基準の中には、明らかに国内メーカー保護を目的とした特異な基準が多々含まれており、日本メーカー参入の妨げとなっている。</p>	<p>・州水公社の調達の合理化。</p>		
24	法制度の未整備、突然の変更	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(1)	法規の頻繁な改変	<p>・外貨事情により輸入に関する法令が頻繁に変わり、全ての法令が即適用される。</p> <p>—例:95年輸入枠設定、97年輸入決済条件変更</p> <p>・輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に細目不明なところがある。</p>	<p>・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。</p> <p>・最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。</p> <p>・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。</p>	<p>・No 002753-ART.2 (1997.4.30) ・ブラジル中銀令 2747号 (輸入ユーザンス関連) ・Lei 13,161/2015</p>
	自動部品	(2)	贈収賄防止法に起因する取引契約の改定	<p>・ブラジル政府高官の汚職に端を発する贈収賄防止法に伴い、ブラジル企業の取引先全関係者の贈収賄が罰則対象となる条文が追加されるケースが有り、関連会社含めたグループでの内部統制の遵守と強化が必要。</p>	<p>・罰則履行に対する法的対応等について、ガイドライン等を出して頂きたい。</p>		
	日機輸	(3)	法人格の基準・法解釈の不統一	<p>・ブラジルの法廷における法人格の否認に関しては、第一審裁判と上級裁判による判例法の基準・法解釈が一致しておらず、投資案件の正確なリスクアセスメントが困難であることに加え、手続きに多額のコスト(弁護士費用等)を伴う。</p>	<p>・司法制度の合理化。</p>		
26	その他	JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(1)	物流インフラの未整備	<p>・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノづくりは難しい。</p> <p>・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラストラクチャーの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。</p> <p>・税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。</p> <p>・港湾サービスが悪くコストが高い。</p>	<p>・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。</p> <p>・輸送インフラの改善、整備。</p> <p>・輸送インフラの改善、整備。</p> <p>・輸送ルートの安全確保。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 立ち遅れた港、道路のインフラで輸送上、配送遅延、事故、ダメージなどが起こる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾処理能力の改善して頂きたい。 早急な道路整備して頂きたい。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年9月、政府は国内の港湾の近代化に対する投資を拡大すると発表し、今後投資を強化する11の港湾が選定された。これにより2006年までにブラジルの港湾の輸出能力が年間100億USドルまで拡大することを目的としている。 2004年12月30日、インフラなどの公共事業の建設、運営、保守で民間企業・民間資金の参加を促す「官民パートナーシップ(PPP)一般規則法」が制定され(法令11079号)。ただし、その稼動には時間を要する見込みである。 2007年1月22日、ブラジル政府は『成長加速化プログラム(PAC)』を発表した。GAPは特に、今後4年間で官民共同でのインフラ投資に5,039億リアル(2,370億USドル)の支出を予定しているが、このうち政府の負担分はわずか14%に過ぎず、PACを実施するためにはさらなる民間投資が必要になる。インフラ整備計画には、国道163号線整備や南北鉄道敷設等の計画が含まれる。 2007年12月31日、行政府は、法第11033/2004号に規定の港湾基幹施設近代化のための優遇税制度(REPORTO)適用の延長を定めた暫定措置第412号を公布した。 マナウスから海路と陸路を経て貨物を国内輸送するのに10日或いは2週間かかるといわれる。 サントス港と後背地との交通が旧態依然としていて、港入口への道路の交通渋滞や鉄道輸送の不十分などの問題が指摘されている。 サントス港では、労働組合の圧力により、業務に必要な人員の倍以上の労働者が登録されている。 ブラジルの港湾では、24時間オープンな港であっても、税関の営業時間を設けて、その時間帯しか業務に従事しないと云われている。 2012年8月、ルセフ大統領は成長加速プログラムの一環としてインフラ投資計画を発表した。民間企業とのパートナーシップに基づき、民間企業にインフラの建設や運営を移譲するもの。インフラ投資計画は高速道路、貨物鉄道、港湾、空港を対象としている。2012年8月の計画発表時に示されたプロジェクトは高速道路と貨物鉄道であり、この分野で総額1330億リアル(約5兆3200億円)の総投資額を計画している。高速道路は9区間総延長7500^{km}、総投資額420億リアル(1兆6800億)を予定する25年にわたる事業。貨物鉄道は12路線総延長1万^{km}、910億リアル(約3兆6400億円)を予定する30年にわたる事業である。高速道路と貨物鉄道に共通するのは、最初の5年間の投資金額をブラジル政府が指定する点だ。インフラの建設、整備を加速させることを意図している。さらに、開発資金にはブラジル政府が100%株式を保有し、国内でリアル建て長期資金の主たる提供者であるブラジル国立経済社会開発銀行(BNDES)による長期融資が優遇された条件で利用できることも共通点として挙げられる。 2012年12月に港湾および空港に関する概要が発表された。港湾については、総投資額544億リアル以上を見込んでおり、14年より17年までに主たる投資が行われることを予定している。空港は総投資額114億リアル以上を見込み、対象にはリオデジャネイロのガレオン空港が含まれている。特に、空港についてはサンパウロのガルリョス空港を含めた3空港を対象とした12年2月の入札条件と異なる入札条件が適用される予定である。具体的には、入札参加に必要な実績として年間取り扱い乗客数をはじめとする条件を厳しくすることで、より高い運営能力を持つ空港オペレーターのブラジルへの進出を促す形に修正している。(JBIC資料) 		
	JEITA 日機輸 日商	(2)	通信インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> インフラ整備(電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電)など問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 	
	日機輸	(3)	ストライキの多発	<ul style="list-style-type: none"> 税関職員、検査員のストライキにより、生産ラインへのリードタイムの影響が懸念され、輸送手段を内航船から陸上輸送へ変更せざるをえないケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府・労働組合による円満な交渉・妥結。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働法

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA			<ul style="list-style-type: none"> 労働者保護は勿論ながら非常に大切ではあるが、公務員の関連組合が非常に強い為か、交通機関、金融機関、税関などによる度々のストライキで業務にも多大な影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が途上国でも、国民の多くは欧米習いの意識が強いが、まずは身の丈に合うように段階的に関連労働法の改正を願っている。 	
	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 日商 JEITA ジュエリ 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(4)	治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 サンパウロ、リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安(重火器を持った強盗等)が悪化している。 雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化(最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという)が、投資環境にも影響している。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> カルドゾ政権下で、貧困撲滅計画として、「アルボラーダ計画」と「活動的なコミュニティプログラム」が実施されてきた。 現ルーラ政権では、新設された食料安全保障・飢餓撲滅特別省の下で、飢餓ゼロプログラム(Programa Fome Zero)が、今後4年間に亘って実施されることになっている。 サンパウロ大都市圏の治安は改善がみられず、深刻な状況にある。拳銃強盗事件が多発しており、ブラジル人だけでなく、多くの日本人も被害にあっている。誘拐事件は増加傾向にあり、日本人に対する誘拐事件の危険度は低くはない。また、「短時間誘拐」が多発しており、サンパウロ市内においては1日平均12件発生しているという調査結果もある。 2007年8月21日、行政府は、ブラジルの治安状態の改善と犯罪率の引下げのため、国家公安と市民権プログラム(PRONASCI)を打ち上げる暫定措置(PM)第384号を官報に公布した。 2019年3月5日現在の日本の外務省の「海外安全情報(危険情報)」によると、ブラジリア連邦区、サンパウロ州大サンパウロ圏及びカンピーナス市、リオデジャネイロ州大リオ圏、アマゾナス州大マナウス圏、パラ州大ベレン圏、ペルナンブコ州大レシフェ圏、バイア州大サルバドール圏、エスピリトサント州大ビトリア圏、パラナ州大クリチバ圏、リオグランデドスール州ポルトアレグレ市について、危険度レベル1の「十分注意してください」が継続して発出されている。 <p>「ブラジルにおいては、所得格差による貧困、麻薬の売買等に起因する殺人、強盗等の凶悪犯罪が発生しています。世界的に見てもブラジルの犯罪発生率は非常に高く、日本人も被害に遭っています。また、多くの犯罪には、拳銃等の銃器が使用されており、抵抗すれば殺害される可能性も非常に高くなるので、注意する必要があります。凶悪犯罪は、大都市だけでなく、地方都市や日系団体等所在地及び日本人居住区においても発生しています。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 治安維持と規制緩和。 	
	JTA	(5)	物流サービスの未発達	<ul style="list-style-type: none"> 全国に通用する大手運送会社は殆ど無く、各地に乱立している零細物流会社のサービスは非常に良くない。各地への荷物の発送はそれぞれ別々の業者に対応させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流の整備遅れは国の競争そのものとも直結しており、是非とも関連法整備を通じてサービス向上に注力して頂きたい。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。